

教育改革の総合的推進のための調査研究

「教育バウチャーに関する文献調査」

調査報告書

平成 27 年2月

株式会社 リベルタス・コンサルティング

目次

第1章 調査概要	1
1-1 調査目的	1
1-2 調査内容	1
1-3 調査対象国	2
1-4 調査項目	3
1-5 調査結果のまとめ	5
第2章 米国	9
2-1 ウィスコンシン州ミルウォーキー市	9
2-2 オハイオ州クリーブランド	16
2-3 ワシントンD. C.	21
2-4 フロリダ州	25
2-5 アリゾナ州	29
2-6 ユタ州	32
第3章 英国	35
第4章 オランダ	41
第5章 デンマーク	46
第6章 スウェーデン	49
第7章 ドイツ	54
第8章 ニュージーランド	58
第9章 チリ	63
第10章 香港	69
第11章 台湾	74
第12章 中国	79
第13章 バウチャー制度廃止の事例	84
13-1 ユタ州	84
13-2 コロラド州	86
13-3 フロリダ州	90

第1章 調査概要

1-1 調査目的

教育改革の推進に係る文教施策の企画立案に資するため、政府の会議等で示された教育改革に関する提言等に係る基礎的な調査研究や実践的・具体的な調査研究を実施する。

1-2 調査内容

教育バウチャーについては、規制改革推進のための3か年計画(平成20年3月25日閣議決定)において、海外事例の実態把握など今後更に研究・検討を行うことが明記されている。

文部科学省として、平成17年度、平成18年度、平成20年度に教育バウチャーに関する調査研究を委託実施し、一定の調査結果をまとめたところである。

しかしながら、すでに調査研究から5年が経過しており、教育バウチャーの研究・検討のためには最新の動向に関する情報・文献の収集が必要と考えられる。したがって、これらの調査研究結果を踏まえつつ、その中で得られなかった情報及び最新の動向に関する文献の収集整理を行う。

具体的には、これまでに調査結果がある国・地域(アメリカ、イギリス、オランダ、ニュージーランド、デンマーク、チリ、スウェーデン、ドイツ、香港)については、2009年4月以降の動きについて調査する。その際、教育バウチャー制度を中止した国・地域については、その理由について具体的な情報を整理することとする。

また、教育バウチャー制度を新たに導入しているその他の国・地域がある場合には、これまでの取組も含めて新規に情報・文献の収集整理を行う。

なお、本研究において教育バウチャー制度が導入されているとされた国については、当該国の公財政教育支出の資金配分構造を概観する観点から、教育支出における教育バウチャーを含めた各施策への配分(割合)を参考資料として添付することとする。

1-3 調査対象国

以下の国・都市を調査した。

対象国	対象都市	名称
アメリカ	ウィスコンシン州 ミルウォーキー市	Milwaukee Parental Choice Program: MPCP
	オハイオ州 クリーブランド市	Clevelane Scholarship and Tutoring Program
	ワシントンDC	DC Opportunity Scholarship Program
	フロリダ州	McKay Scholarship Program
	アリゾナ州	Empowerment Scholarship Account (ESA) Program
	ユタ州	Carson Smith Special Needs Scholarship Program
イギリス		School Funding System (Dedicated School Grant)
オランダ		Block grant funding system
デンマーク		Public grants system (Operational grants)
スウェーデン		教育バウチャー制度 チャイルドケア・バウチャー制度
ドイツ(ハンブルグ州等)		保育バウチャー制度
ニュージーランド		Operational Funding
チリ		教育バウチャー制度
香港		Pre-Primary Education Voucher Scheme: PEVS
台湾		就学前教育バウチャー(幼児教育券) 五歳児免学費教育計画
中国		教育バウチャー試験

※また、「ユタ州」Parent Choice in Education Act」、コロラド州 (Colorado Opportunity Contract Pilot Program、Choice Scholarship Pilot Program)、フロリダ州 Opportunity Scholarship Program については、違憲・廃止となった経緯について調査する。

1-4 調査項目

各国の調査項目は、下記の通り。

1. 対象制度の枠組み

- ・概要
- ・沿革
- ・実施主体
- ・私立学校の対応

2. 制度の変更点

※特に、2009年3月以降の制度の変更点を整理。

※教育バウチャー制度を中止した国・地域については、その理由について整理する

3. 運用状況

- ・学校数
- ・生徒数
- ・支払額
- ・予算額

4. 効果・評価等

- ・教育バウチャーの効果（教育効果、経済効果等）
- ・評価（メリット、デメリット）

参考資料

- ・教育支出の各施策への配分状況・割合（教育バウチャーを含む）

1-4-1 調査方法

日本語及び英語の文献を中心に調査を行った。各国の最新の情報を得るため、各国の関連機関の WEB 等を中心に国内外の論文、新聞雑誌記事等により情報を収集した。

また、各国の関連機関へメールでの質問を行い、情報を補足した。

1-5 調査結果のまとめ

各国の教育バウチャー制度の概要は、下記の通り。なお、*のついた制度は、生徒人数によって学校への補助金の金額が決定する広義のバウチャー制度である。

対象	概要	支払金額
ウィスコンシン州 ミルウォーキー市 “Milwaukee Parental Choice Program: MPCP”	幼稚園から12年生までの学校に通う生徒を対象としている。ミルウォーキー市在住で、世帯所得が該当する生徒に資格が与えられる。所得レベルによって学費支援が受けられ、低所得者層の生徒であっても、公立学校以外に選択肢を与えることで学校間に競争を生み出すことを意図とした制度でもある。	生徒一人当たりの支給上限額 \$6,442 (2013年-2014年度)
オハイオ州 クリーブランド市 “Cleveland Scholarship and Tutoring Program”	クリーブランド市在住の幼稚園から12年生(高校3年生)までの生徒に対する私立学校の学費の支援である。低所得者世帯に優先的にバウチャー付与し、公立校に通う生徒に対し、私立学校・学区外での学費を支援し、私立学校・学区外の学校へ行く機会を提供する。	生徒一人当たりの支給上限額 小中学生：\$4,250 高校生：\$5,700 (2014年-2015年度)
ワシントン DC “DC Opportunity Scholarship Program”	ワシントン D.C.の私立学校に通う生徒を対象に、奨学金の形態で低所得の家庭に、より良い学校選択する機会を提供することを目的としている。 対象は、K-12(幼稚園から高校3年生)までのプログラムであり、新規受給者の条件は、「ワシントン D.C.に居住」「9月30日までに5歳になる子どもがいる」「SNAP(フードスタンプ)受給者、もしくは連邦貧困基準の185%以下であること」。	生徒一人当たりの支給上限額： 小中学生：\$8,381 高校生：\$12,572 (2014年-2015年度)
フロリダ州 “McKay Scholarship Program”	障がいのある生徒が奨学金を受給するため、1999年に開始。IEP(個別教育計画)もしくは504 accommodation planがある、障がいのある公立学校の児童の保護者が受給可能。	生徒一人当たりの平均支給額： \$6,849 (2011年-2012年度)

アメリカ

対象		概要	支払金額
アリゾナ州	“Empowerment Scholarship Account (ESA) Program”	2011年に可決された法案により、障がいのある生徒に対するバウチャー制度として開始。アリゾナ州在住で、障がいがある、または州の認定がDまたはFの学力の低い公立校に通う生徒を対象としている。また、保護者が米軍に従事している、または養父母に育てられている生徒も対象となる。	障害のある生徒一人当たりの平均支給額：\$14,500 (2014年-2015年度)
ユタ州	“Carson Smith Special Needs Scholarship Program”	障がいを持つユタ州在住の生徒は、バウチャーを受け取る資格がある。毎年配分される補助金の額により、人数は制限されており、申込者は抽選で選ばれる。	生徒一人当たりの平均支給額：\$4,733 (2012年-2013年度)
イギリス	“School Funding System (Dedicated School Grant)” ※	全国の小学校、中学校が対象であり、配布される補助金の一部（学校特定交付金（Dedicated School Grant：DSG））は生徒人数によって決定される。生徒の人数によって配分される予算は85%が教職員の人件費に、15%が教材や設備費に活用される。	生徒一人当たりの支払額：£4,555（初等教育） (2014年-2015年度)
オランダ	“Block grant funding system” ※	オランダの義務教育では、公立・私立の区別なく国から学校に補助金が支給される。この補助金額は、生徒数等に応じて決定され、公立学校も私立学校も同等の基準で補助額が配分される。	生徒一人当たりの支払額：初等：€6,380 中等：€7,790 (2013年度)
デンマーク	“Public grants system (Operational grants)” ※	1991年に導入された補助金配分システム（Public Grants System）により、全国の私立の小学校、中学校、高等学校に対する補助金は、生徒1人あたりに対して支給額が決定されている。	生徒一人当たりの平均支払額：41,000DKK (2006年度)
スウェーデン	“教育バウチャー制度” ※ “チャイルドケア・バウチャー制度” ※	各地方政府が補助金を各学校、及び私的組織等によって運営されている就学前学級に配分するシステムを導入している。生徒一人当たり教育費を生徒数で算定した金額が、地方政府から学校に支給されるシステムとなっている。	—

対象	概要	支払金額
ドイツ ハンブルグ州 “保育バウチャー制度”	就学前児童が保育サービスを受ける際に一部費用を賄う保育バウチャー制度。2014年8月より、週に25時間までの保育所、週に30時間までのデイケア・ナース（保育士）による保育は無料。これを超える時間の保育については、バウチャーにより割引を受けることができる。	例) 1日12時間の保育所利用の場合、バウチャー割引後の自己負担額は、22～204ユーロとなる。
ニュージーランド “Operational Funding” ※	学校予算を生徒数に応じて配分する。Operational Funding は、人件費補助と運営費補助に二分して配分される。人件費補助額は生徒数と教師・生徒数比率のガイドラインに基づき、各学校の雇用政策と教員組合の要求とをすり合わせて決定される。	(参考) 2013年の公立・私立の学校数は2,539校、Operational Funding は、総額14億ニュージーランドドルが支払われている。
チリ “教育バウチャー制度” ※	初等・中等教育の全生徒が公立学校・私立学校のいずれも選ぶことができ、学校は生徒数に応じて毎月補助金を得ることができる。だが、2013年に再選したバチェレ大統領が大規模な税制・教育改革を掲げており、バウチャー制度も変更される可能性が高い。	—
香港 “Pre-Primary Education Voucher Scheme: PEVS”	幼稚園に通う幼い子供を持つ親（3歳から6歳の児童を持つ親）に対し、直接補助金を与える制度。	生徒一人当たりの支払額： 20,010香港ドル (2014年-2015年度)
台湾 “五歳児免学費教育計画”	当学年9月1日前に5歳になった幼児に関して、公立幼稚園に学ぶ際、学費を免除、私立幼稚園を学ぶ際、一人毎年補助学費は毎年最高3万台湾ドルをもらうことができる。	生徒一人当たりの支払額： 最高3万台湾ドル (私立校のみ)
中国 “教育バウチャー試験”	浙江省長興県などにおいて、「教育バウチャー」のトライアルが行われている。3種類の教育バウチャーが実施。1つ目は、低収入の家庭の学生に対しての「救助型教育バウチャー」。2つ目は、私立学校	浙江省湖州市長興県のケース ・義務教育私立学校：500元 ・高校相当専門学校学生：300元 ・義務教育低収入家庭中学：200元

対象	概要	支払金額
	と専門学校の学生に対して実施された「誘導型教育 バウチャー」。3つ目は、特定職種の再教育のため の「教育バウチャー」。	・義務教育低収入家庭小学：300 円

第2章 米国

2-1 ウィスコンシン州ミルウォーキー市

2-1-1 対象制度の枠組み

(1)対象となる制度

Milwaukee Parental Choice Program : MPCP (以下、MPCP)

(2)概要

MPCP は、幼稚園から 12 年生までの学校に通う生徒を対象としている。ミルウォーキー市在住で、世帯所得が該当する生徒に資格が与えられる (詳細は、後述)。

所得レベルによって学費支援が受けられ、低所得者層の生徒であっても、公立学校以外に選択肢を与えることで学校間に競争を生み出すことを意図とした制度でもある。

(3)沿革

ウィスコンシン州ミルウォーキー市では、1990-91 年度から、MPCP が導入された。MPCP は、プログラムに参加する私立校に通う生徒の学費に充てる上限 2,500 ドルのバウチャーが、低所得世帯を対象に支給されていた。

MPCP の利用者数は上限が定められており、1990 年～1994 年はミルウォーキー市の公立学校の 1%以内だった。だが、1995 年にウィスコンシン州は、プログラムを拡大し、利用者数の上限をミルウォーキー市公立校の 15%にまで引き上げた。結果、1994 年時点では 1,000 人未満だった利用者が、1995 年には約 1,400 人、1999 年には約 6,000 人、2002 年には 10,000 人以上と年々増加した。

2005 年には、法律で定められている上限人数に近い約 14,000 人の生徒が、5,943 ドル相当のバウチャーを支給された。なお、参加私立校は 117 校となった。

(4)実施主体

Wisconsin Department of Public Instruction (ウィスコンシン州教育省)

(5)私立学校の対応

2014年1月時点で、MPCPに参加していた私立校は108校。

2-1-2 制度の変更点

2011年、“DPI Summary of Changes to MPCP under 2011 ACT 32”により、対象の世帯年収や生徒数の制限が変更されている。

(1)対象の世帯年収

2006年からは、新規にプログラムに参加している生徒が継続してプログラムに参加するためには、世帯所得が連邦貧困基準の175%以下である必要があった。だが、上記の改正により、2014-2015年度以降に新たにプログラムに参加する生徒は、連邦貧困基準の300%以下の世帯となった。

連邦貧困基準からみた対象者の上限年収

	これまで	2014-2015年度
基準	連邦貧困基準の175%以下	連邦貧困基準の300%以下
単身世帯	\$18,729	\$34,953
2人世帯	\$25,211	\$47,181
3人世帯	\$31,693	\$59,409
4人世帯	\$38,175	\$71,637
5人世帯	\$44,657	\$83,865
6人世帯	\$51,139	\$96,093
上記を超える分	1人につき \$6,482	1人につき\$12,228

[出所] 2014-15 Income Limits for New Students Milwaukee Parental Choice Program and Racine Parental Choice Program

(1ドル=118.37円 2015年1月23日現在)

(2)生徒数の制限の廃止

2011年6月、ウィスコンシン議会及び知事は、2011-13年度の州予算を可決した。それには、MPCPにおける enrollment cap (生徒数の上限)を廃止する条項が含まれていた。

初め、MPCP はミルウォーキーの公立学校の生徒数の 1~1.5%の生徒に限定されていた。1998 年には、MPCP はミルウォーキーの公立学校の生徒数の 15%にまで引き上げられた。このプログラムは上限に達し、2005 年にはおよそ 14,000 人になった。その後、2011 年 6 月に上限は撤廃された。

2-1-3 運用状況

(1)学校数

2014 年 1 月時点で、MPCP に参加している私立校は 108 校。

(2)生徒数

2014 年 1 月時点で、108 校に入学した生徒数の合計は 25,397 人、フルタイム換算した学生数 (FTE (full-time equivalent)) では 24,503.2 人であった。

下記の表は 2013 年 9 月の第 3 金曜日時点及び 2014 年 1 月の第 2 金曜日時点の、学年ごとの MPCP 参加者数である。

MPCP 2013-2014 学年別生徒数

学年	9月第3金曜日		1月第2金曜日	
	生徒数	FTE	生徒数	FTE
4歳児(幼稚園)	2,036	1,136.1	2,019	1,125.7
5歳児(幼稚園)	2,394	2,393.5	2,357	2,356.5
1年生	2,301	2,301	2,274	2,274
2年生	2,261	2,261	2,259	2,259
3年生	2,076	2,076	2,042	2,042
4年生	1,966	1,966	1,944	1,944
5年生	1,987	1,987	1,959	1,959
6年生	2,019	2,019	1,999	1,999
7年生	1,891	1,891	1,848	1,848
8年生	1,819	1,819	1,796	1,796
9年生	1,568	1,568	1,551	1,551
10年生	1,335	1,335	1,314	1,314
11年生	1,172	1,172	1,151	1,151
12年生	909	909	884	884
合計	25,734	24,833.6	25,397	24,503.2

※FTE・・・フルタイム基準で換算した生徒数

[出所] MPCP Facts and Figures for 2013-2014 As of March 2014

(3)支払額

学校のコストと給付上限額 (2013 年-2014 年度のフルタイムの生徒への MPCP の上限

額は、\$6,442)のうち、低い方の額が支払われる。この額は、学校年度の終了後の9月1日、DPI（ウィスコンシン省教育省）への外部の監査人の報告により決定される。

生徒一人当たりの監査済みのコストは、MPCPの州助成金の額と比較され、もし少なければ、学校は差額を州に返還しなくてはならない。

(4) 予算額

2013-14年度のプログラム費用は、フルタイム学生数推計25,000人に対し推計1億6,105万ドルである。2013-14年度の初め、MPS（ミルウォーキー市公立校）に対する前年の38.4%の助成金の減額は、州の一般財源によりプログラムが全額出資されるまで、毎年3.2%ずつ減らされる。2013-14年度のMPCPはMPSに対する州の助成金(56,689ドル)から35.2%、州の一般財源（1億436万4千ドル）から64.8%が支払われる。

2-1-4 効果・評価等

(1) The Impact of Regulation on the Milwaukee Parental Choice Program

The Impact of Regulation on the Milwaukee Parental Choice Programによると、「1990年に7つの学校と300人強の生徒で始まったMPCPは、20年以上が経過し、26,000人近い生徒と100の学校がMPCPに参加している。プログラムへの参加は増加し続け、プログラムに関する規則上の要件も増加した。」ことが報告されている。ただし、「Friedman Foundationによる”Public Rules on Private Schools”によると、MPCPにおける私立校は米国でもっとも法律で規制されている。この報告書によれば、MPCPの設立以降、州議会は、プログラムの作成以前からあった31の規制に加え、新たに55の私立校の規制を付け加えた。結果として、MPCPはほかにバウチャー・プログラムを実施している他の州と比較すると、より多くの規則要件を満たさなくてはならないこととなっている。」ことも述べられている。

(2) Vouchers don't do much for students (POLITICO)

POLITICO¹による2013年の記事“Vouchers don't do much for students”では、ミルウォーキーのバウチャー・プログラムに関する長期的な研究は、良い結果・悪い結果が入り混じった結果が出ていることが述べられている。「ある調査では、バウチャーを利用した

¹バージニア州に拠点を置く、アメリカの政治ジャーナリズム団体。

生徒は、公立校に通う生徒よりも4年間は成績が良くなかったが、その後、5年目でリーディングの成績で公立校を追い抜いた（数学では追い抜けなかった）。別の調査では、バウチャーを利用した4年生の生徒はリーディング、数学、科学で公立校に通う生徒に後れをとり、8年生から10年生の数学でもそれは続いた。ただし、リーディングと科学は、学年が上になるにつれ成績が上がっている。さらに、別の調査では、バウチャーを利用した生徒は、利用していない生徒より、高校を卒業し4年制大学に入学する割合が3%高かった。」。

この記事において、Brookings Institution の教育アナリスト Matthew Chingos は、「国の補助金で私立校に通う生徒の学力向上にはっきりした効果があった証拠はないが、少なくとも悪くはなっていない。生徒の学力が下がったという証拠がない限りは、教育の選択ができるのは妥当な方策である。」と述べている。

一方で、記事では「全国的に、バウチャー・プログラムに参加する学校はカリキュラムに宗教を取り入れている学校が多く、全米で300校以上の学校が科学の授業で聖書の歴史を教えていること」が課題としてあげられている。「世界はたった数千年の歴史しかなく、「ネス湖の怪獣」が実在の恐竜と書かれている教科書を使っている。」

(3)Milwaukee Voucher Program Turns 25: Impact on MPS

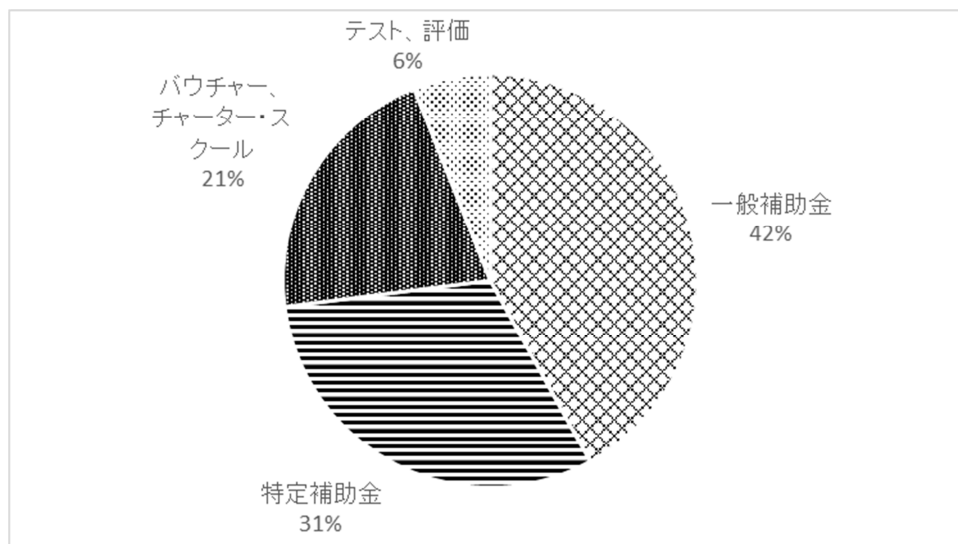
ミルウォーキー市の公営ラジオ局の記事（Milwaukee Voucher Program Turns 25: Impact on MPS）では、バウチャー・プログラム25周年において公立校への影響として「このプログラムは、もともとは低所得世帯の生徒のためにはじめられたが、今は公教育を壊すようなものになっている。」と述べている。

ミルウォーキー市のバウチャー・プログラムは、いくつかの点でミルウォーキー市にダメージを与えている。州はプログラムに支出するためにMPS（ミルウォーキー市公立校）の補助金を減額した。そのため、学校区は住民に高い税金を課税せざるを得なくなった。また、バウチャーを利用して私立校へ転校した生徒の成績は、公立校の生徒の成績を下回っている、という意見もある（しかし「バウチャーで転校した私立校の生徒のほうが成績が良い」という調査もある、との報告もなされている。）。

2-1-5 教育支出の各施策への配分状況・割合

ウィスコンシン州全体の2013-15年の教育予算(K-12)は、4億1,100万ドル増加した。

内訳は、下記の通り。



[出所] An Overview of Education Issues in the 2013-15 Budget

2-1-6 出所

- ・ ㈱リベルタス・コンサルティング (2009) 「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・ Wisconsin Department of Public Instruction, School Management Services (2014) “MPCP Facts and Figures for 2013-2014 As of March 2014”
http://sms.dpi.wi.gov/files/sms/pdf/mpcp_facts_figures_2013-14.pdf
- ・ Wisconsin Department of Public Instruction, School Management Services (2011) “DPI Summary of Changes to MPCP under 2011 ACT 32”
http://sms.dpi.wi.gov/files/sms/pdf/mpcp_act32_2011-12.pdf
- ・ Paul E. Peterson (2006) ”School Choice in Milwaukee Fifteen Years Later” (Hoover Press : Hill/Charter Schools hhilcs ch3 Mp_71 rev1 page 71)
http://media.hoover.org/sites/default/files/documents/0817947620_71.pdf
- ・ School Choice Wisconsin WEB サイト
<http://www.schoolchoicewi.org/index.php/research/issues/mpcp-enrollment-cap/>
- ・ School Choice Wisconsin, “The Impact of Regulation on the Milwaukee Parental Choice Program”

http://www.schoolchoicewi.org/files/6214/0424/7286/The_Impact_of_Regulation_on_the_MPCP.pdf

- Milwaukee Voucher Program Turns 25: Impact on MPS (ミルウォーキー市の公営ラジオ局の記事)

<http://wuum.com/post/milwaukee-voucher-program-turns-25-impact-mps-0>

- Wisconsin Budget Project WEB サイト, An Overview of Education Issues in the 2013-15 Budget

<http://www.wisconsinbudgetproject.org/how-the-amended-2013-15-wisconsin-budget-affects-k-12-education>

- 2014-15 Income Limits for New Students Milwaukee Parental Choice Program and Racine Parental Choice Program

http://sms.dpi.wi.gov/sites/default/files/imce/sms/pdf/pcp_income_limits_201

- POLITICO (2013) "Vouchers don't do much for students"

<http://www.politico.com/story/2013/10/vouchers-dont-do-much-for-students-97909.html>

- An Interview with Educator and Activist Jonathan Kozol "How racial and economic segregation damage our urban and rural school districts"

<http://expressmilwaukee.com/article-5728-an-interview-with-educator-and-activist-jonathan-kozol.html>

2-2 オハイオ州クリーブランド

2-2-1 対象制度の枠組み

(1)対象となる制度

Cleveland Scholarship and Tutoring Program / Cleveland Scholarship Program (CSP)

※オハイオ州教育省のサイトでは後者の名称(CSP)が多く使われている模様

(2)概要

CSP は、クリーブランド市在住の幼稚園から 12 年生(高校 3 年生)までの生徒に対する私立学校の学費の支援である。低所得者世帯に優先的にバウチャー付与し、公立校に通う生徒に対し、私立学校・学区外での学費を支援し、私立学校・学区外の学校へ行く機会を提供する。

生徒一人当たりの支給上限額は、連邦貧困基準の 200%の額となっている。世帯収入が連邦貧困基準の 200%を上回る場合、または生徒が 9 年生から 12 年生の場合は、差額を払うことになるか、もしくは代わりにボランティア・サービス活動に参加する必要がある。

(3)沿革

1995 年に法案が成立し、1996 年よりプログラムが開始された。1997 年の春、オハイオ州政府は 245 人の幼稚園から 3 年生までの家族に、生徒一人につき 234 ドルを学費として払い戻した。

同じ年には、最大で 1,500 世帯の 1,994 人の生徒が州政府に承認された私立校に通うためバウチャーを利用した。

プログラムが開始された時、州政府は毎年 1 学年ずつ追加し、幼稚園から 8 年生までが対象となった。2003 年の年度が始まる前に、オハイオ州議会は毎年 1 学年ずつ引き上げ、高校生までプログラムに含まれるように拡大していくことを決めた。

(4)実施主体

オハイオ州教育局 (Ohio Department of Education)

(5)私立学校の対応

私立学校を対象とした制度となっている。

2-2-2 制度の変更点

生徒一人当たりの支給上限額は、連邦貧困基準の200%の額と、2009年3月以前と基準については変更がないが、額については連邦貧困基準の変更に伴い変更になっている。

世帯人数別の最低貧困基準の200%

1人	\$22,980
2人	\$31,020
3人	\$39,060
4人	\$47,100
5人	\$55,140
6人	\$63,180
7人	\$71,220
8人	\$79,260
9人～	一人増えるごとに\$8,040 ごと上乗せ

[出所] Ohio Department of Education "2013 Federal Poverty Guidelines"

(1ドル=118.37円 2015年1月23日現在)

2-2-3 運用状況

(1)学校数

35校(2013-14年度)

(2)生徒数

2014年1月時点でのCSPの参加生徒数は下記の通り。

CSPの参加生徒数(2014年1月時点)	
1年間参加している生徒	1,814人
1～3年参加している生徒	686人
3年以上参加している生徒	3,489人

[出所] Ohio Department of Education WEBサイト

(3)支払額

2014年度の生徒一人当たりの支給上限額は、\$4,250。高校生は\$5,700。

(4)予算額

Cleveland Scholarship & Tutoring Program は 1996－1997 年度から開始された。このスカラシップはクリーブランド市予算と、GRF(一般歳入基金)から支給されている。このプログラムの教育的な部分(the tutorial portion of the program)は、この財源の 100 万ドルを向け直し、クリーブランド市学校区(Cleveland Municipal School District)によって支給されている。

2-2-4 効果・評価等

The Friedman Foundation for Educational Choice (2013) によると、CSTP プログラムは低所得世帯に有効であるとの報告がなされている。クリーブランドの 1997 年のバウチャー受給世帯の平均収入は 20,091 ドルで、公立校に通う世帯の平均収入は 25,545 ドルであった。同じ年、バウチャー受給世帯の母親がカレッジでトレーニングを受けた割合は 49.9%で、公立校に通う母親の 43.5%よりも高かった。また、バウチャー受給世帯は平均的に世帯人数が少ない傾向にある。

1997 年、クリーブランドのバウチャー受給世帯の保護者は、公立校の一般的な保護者よりも学校の特性や学問の質、安全性、学校の規則、教員のモラル、保護者の関わり、一クラスの規模などにおいて、満足していた。研究によれば、「スクール・バウチャーによって生徒は、(人種・性別・宗教などによる分離政策により)分離された学校に入れられるのではない。事実上、クリーブランド市のバウチャーによって、地元の公立校よりも分離されていない私立校に通うことになる。」。

学業に関しては、調査結果では、CSTP プログラムに参加している生徒は、全ての教科において、プログラムをやめた生徒よりも成績上位者の割合が高かった。

図表：オハイオ州卒業テストの成績上位者の割合

		バウチャー・プログラム参加者	クリーブランド・メトロポリタン公立学校区
読解	2011-12	96.0	63.1
	2010-11	85.4	67.6
	2009-10	86.3	63.8
数学	2011-12	76.2	55.5
	2010-11	62.8	58.7
	2009-10	62.3	58.2
科学	2011-12	70.6	44.4
	2010-11	52.3	44.3
	2009-10	59.6	44.4

[出所] “The Empirical Evidence on Cleveland’s School Vouchers”

2-2-5 教育支出の各施策への配分状況・割合

オハイオ州教育局によると、オハイオ州の教育支出（2013年）は、201億4千378万4,369ドルで、そのうちCleveland Scholarship Programへの支出は2千467万7千241ドルとなっている。

2-2-6 出所

- ・(株)リベルタス・コンサルティング（2009）「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・Ohio Department of Education WEB サイト
<http://education.ohio.gov/Topics/Other-Resources/Scholarships/Cleveland-Scholarship-Tutoring-Program/EdChoice-Cleveland-Assessment-Data>
http://education.ohio.gov/getattachment/Topics/Other-Resources/Scholarships/Cleveland-Scholarship-Tutoring-Program/2014_CSTPFactSheet.pdf.aspx
- ・The Friedman Foundation for Educational Choice “The Empirical Evidence on Cleveland’s School Vouchers”
<http://www.edchoice.org/CMSModules/EdChoice/FileLibrary/1007/The-Empirical-Evidence-on-Cleveland-s-School-Vouchers.pdf>
- ・The Friedman Foundation for Educational Choice WEB サイト

<http://www.edchoice.org/School-Choice/Programs/Cleveland-Scholarship-and-Tutoring-Program.aspx>

- Ohio Department of Education, Testimony on House Bill 59 - Biennial Budget
<http://education.ohio.gov/getattachment/About/Legislative-Services/Testimony-from-ODE/7Nonpublic-and-Scholarship-Programs-Testimony-FINAL.pdf.aspx>
- The Friedman Foundation for Educational Choice (2013) “The Empirical Evidence on Cleveland’ s School Vouchers”
<http://www.edchoice.org/CMSModules/EdChoice/FileLibrary/1007/The-Empirical-Evidence-on-Cleveland-s-School-Vouchers.pdf>
- Ohio Department of Education WEB サイト “Scholarship Historical Information”
<http://education.ohio.gov/Topics/Other-Resources/Scholarships/Historical-Information>
- Ohio Department of Education WEB サイト “Advanced Reports”
<http://reportcard.education.ohio.gov/Pages/Power-User-Reports.aspx>
- Ohio Department of Education "2013 Federal Poverty Guidelines"
<http://www.smscanton.org/media/1/1-Scholarship%20Eligibility%20Overview.pdf>

2-3 ワシントンD. C.

2-3-1 対象制度の枠組み

(1)対象となる制度

DC Opportunity Scholarship Program (OSP)

(2)概要

DC Opportunity Scholarship Program は、ワシントン D.C.の私立学校に通う生徒を対象に、奨学金の形態で低所得の家庭に、より良い学校選択する機会を提供することを目的としている。

DC Opportunity Scholarship Program の対象は、K-12（幼稚園から高校3年生）までのプログラムとなっている。新規受給者の条件は、下記の通り。

- ワシントン D.C.に居住していること
- 9月30日までに5歳になる子どもがいること
- SNAP (フードスタンプ)²の受給者である、もしくは家計収入が連邦貧困基準の185%以下であること

なお、継続（更新）の場合は、毎年、受給資格を証明しなくてはならない。継続の場合は、SNAP（フードスタンプ）の受給者であるか、連邦貧困基準の300%以下の年収が対象となる。

(3)沿革

2004年9月から公的な教育バウチャー制度である DC Opportunity Scholarship Program の運用が始まった。本プログラムは、2003年に制定された D.C. School Choice Incentive Act により規定された5年間のパイロット・プログラムであり、法律上は、実施期間が2004年から2009年に限定されていた。

だが、2008年に、連邦上院議会及び下院議会の歳出委員会が、2010年まで1年間の延長が決定された。

² SNAP (フードスタンプ) : Supplemental Nutrition Assistance Program (補助的栄養支援プログラム) 米国で低所得者向けに行われている食料費補助対策。

(4)実施主体

D.C Children and Youth Investment Trust Corporation (2010年から。それまでは、ワシントン奨学金基金 (Washington Scholarship Fund : WSF) がプログラムを運営していた。)

(5)私立学校の対応

私立学校に通う生徒を対象としたプログラムである。

2-3-2 制度の変更点

(1)プログラム実施期間

当初 2009 年までの期間限定プログラムだったが 2008 年に、2010 年まで 1 年間の延長を決定した。

その後、2011 年には、DC Opportunity Scholarship Program を再開し拡大する Scholarships for Opportunity and Results(SOAR)法が可決され、保留になっていたプログラムを再開している。

ただし、2015 年度以降の存続については現在も審議中となっている。2014 年 3 月には、オバマ大統領は、2015 年度の予算に新たな OSP の資金を含まないと発表している。報道では、「OSP は D.C.の低所得世帯に対し生活と教育の向上という結果をもたらしているのにも関わらず、大統領の予算には、法的に必要とされる評価とプログラムの運営費用しか含まない」と述べられている。

(2)実施主体

プログラム開始当初から運営を担当していた Washington Scholarship Fund に代わり、2010 年からは D.C Children and Youth Investment Trust Corporation がプログラムを運営している。

2-3-3 運用状況

(1)学校数

2014 年現在、OSP 参加校は、52 校となっている。そのうち、OSP に参加する生徒がいる学校は 46 校となっている。

(2)生徒数

2013-14年度の生徒数は、3,343人である。このうち、前年度からの継続は1,828人、新規が1,515人となっている。

(3)支払額

2014-15年度の支給額は、高校生が上限12,572ドル、小中学生が上限8,381ドル。

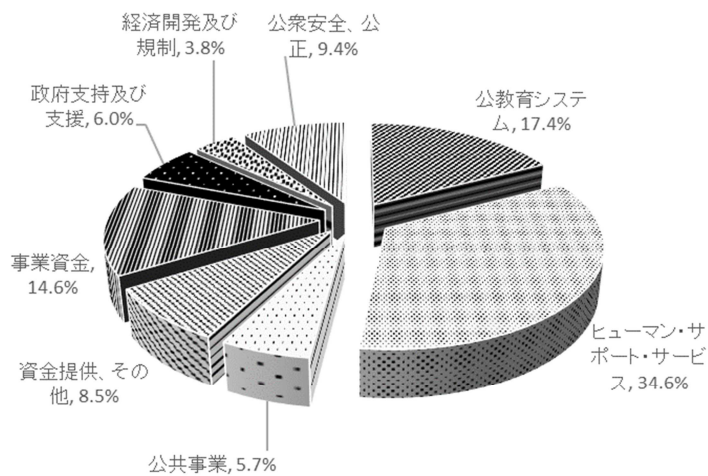
2-3-4 効果・評価等

National Center for Education Evaluation and Regional Assistance (2010)によると、「OSPを受けた生徒の成績に影響したという決定的な証拠はない。平均で、少なくとも4年間プログラムを受給した生徒の読解力と数学のテストのスコアは、プログラムを受けていない生徒のものと統計的にあまり変わらなかった。

しかし、プログラムによって高校の卒業率は顕著に上昇した。プログラムを受けた生徒の高校の卒業率は12%増加した。」との評価がなされている。

2-3-5 教育支出の各施策への配分状況・割合

ワシントンDCの公教育システム(Public Education System)に対する2015年度予算は22億ドル。



[出所] “FY 2015 PROPOSED BUDGET AND FINANCIAL PLAN”

2-3-6 出所

- ・(株)リベルタス・コンサルティング (2009) 「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・ DC Opportunity Scholarship Program WEB サイト
<http://www.dcscholarships.org/default.asp>
[http://dcscholarships.org/elements/file/OSP/Program%20Data/DC%20OSP%20Program%20Fact%20Sheet%20-%20SY%202013-14%20\(R%20Rev%205%202014\).pdf](http://dcscholarships.org/elements/file/OSP/Program%20Data/DC%20OSP%20Program%20Fact%20Sheet%20-%20SY%202013-14%20(R%20Rev%205%202014).pdf)
- ・ The American Federation for Children WEB サイト
<http://www.federationforchildren.org/obama-budget-says-dcs-low-income-families/>
- ・ National Center for Education Evaluation and Regional Assistance (2010)
“Evaluation of the DC Opportunity Scholarship Program”
<http://ies.ed.gov/ncee/pubs/20104018/pdf/20104018.pdf>
- ・ THE GOVERNMENT OF THE DISTRICT OF COLUMBIA (2014) “FY 2015 PROPOSED BUDGET AND FINANCIAL PLAN”
http://cfo.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/ocfo/publication/attachments/DCOCFO_Volume_1_web.pdf

2-4 フロリダ州

2-4-1 対象制度の枠組み

(1)対象となる制度

McKay Scholarship Program

(2)概要

McKay Scholarship Program (マッケイ奨学金プログラム) は、障がいをもつ子供たちのための奨学金制度である。

IEP (個別教育計画) もしくは 504 accommodation plan³がある、障がいのある公立学校の児童の保護者は、下記のいずれかの条件を満たせば McKay Scholarship を受けることができる。

- ・前年度、フロリダ州の公立学校に通っていた生徒 (その生徒は前年の 10 月から 2 月に行われた幼稚園前から 12 年生までの児童を対象とした FTE 調査 (フルタイム学生数の調査) の間に、資金援助のためにフロリダ州学校区によって登録・報告されている)
- ・前年の 10 月から 2 月の幼稚園から 12 年生までを対象とした学生数調査(student membership surveys)の期間中に、フロリダ州の聾・盲学校によって資金援助のために登録・報告されている生徒
- ・前年度に Specialized Instructional Services(SIS)プログラムに基づくサービスを受けていた学生で、州政府委員会規則または 504 プランに従って地元学校教育委員会が作成した IEP (個別教育計画) を保持している
- ・生徒が、アメリカ軍に所属する者の扶養家族であり、転属により州外からフロリダ州に移転してきた

第一回の奨学金の支払日の少なくとも 60 日前までに、書面または電子記録の通知書という形で学区に通告している保護者が、このプログラムを対象としている私立学校への生徒の入学許可を得ている。

³ 504 accommodation プランについて (<http://smjournal.blog44.fc2.com/blog-entry-603.html>)
「504」とは、連邦政府の資金援助を受ける学校プログラムなどの障害者への差別を禁止した 1973 年のリハビリテーション法及びアメリカ障害者法の 504 条のこと。

(3)沿革

マッケイ奨学金プログラムは、プログラムに参加している公立または私立の学校に通う障がいのある生徒が奨学金を受給するため、1999年に開始された。

(4)実施主体

フロリダ州教育省(Florida Department of Education)

2-4-2 制度の変更点

2009年3月以降に、制度面での大きな変更はない。

2-4-3 運用状況

(1)学校数、生徒数

2000-2001年度以来、マッケイ奨学金プログラムの参加生徒数は増加し続けている。2012-2013年度においては、897校の私立校で26,611人の生徒がプログラムに参加した。

	学校数(校)	生徒数(人)
2008-09	1,163	20,530
2009-10	1,086	20,926
2010-11	1,013	22,198
2011-12	959	24,194
2012-13	897	26,611

[出所] Florida Department of Education “school choice” WEB サイト

(2)支払額

ここ何年もの間、多くの保護者がマッケイ奨学金プログラムを選択している。2012-2013年度は、1億6,890万ドルが奨学金に支出された。IEPの生徒に対する奨学金は4,395ドルから19,105ドルで、平均は7,019ドルである。504プランの生徒に対する平均額は3,977ドルである。

年度	生徒一人に対する平均支払額		年間合計
	IEP（個別教育計画）	504 プラン	
2008-2009	7,240	—	\$133,837,941
2009-2010	7,144	—	\$138,680,128
2010-2011	7,209	—	\$148,566,368
2011-2012	6,849	3,837	\$151,337,508
2012-2013	7,019	3,977	\$168,890,916

マッケイ奨学金プログラムの年間支給額			
年度	合計支給額	生徒数	一人当たり平均支給額
2002-03	5,300万ドル	9,130	\$6,769
2003-04	8,170万ドル	13,739	\$6,814
2004-05	9,720万ドル	15,910	\$6,835
2005-06	1億770万ドル	17,300	\$6,926
2006-07	1億1191万ドル	18,273	\$7,206
2007-08	1億3千130万ドル	19,852	\$7,295
2008-09	1億3千380万ドル	20,530	\$7,240
2009-10	1億3千870万ドル	20,926	\$7,144
2010-11	1億4千850万ドル	22,198	\$7,209
2011-12	1億5千130万ドル	24,194	\$6,849

[出所] Florida Department of Education “school choice” WEB サイト

(1 ドル=118.37 円 2015 年 1 月 23 日現在)

(3) 予算額

2012-13 年度のマッケイ奨学金の合計支給額は\$1 億 6 千 889 万 916 ドル。

2-4-4 教育支出の各施策への配分状況・割合

米国国勢調査局によると、フロリダ州の初等教育・中等教育への教育支出(2012年)は、247億4千64万ドルである。

2-4-5 出所

- ・(株)リベルタス・コンサルティング(2009)「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・Florida Department of Education “school choice” WEB サイト
<http://www.floridaschoolchoice.org/information/osp/>
<http://www.floridaschoolchoice.org/Information/osp/faqs.asp>
<http://www.floridacollegeaccess.org/wp-content/uploads/2014/01/FL-House-of-Representatives-2013-Education-Fact-Sheet.pdf>
<https://www.floridaschoolchoice.org/Information/McKay/faqs.asp>
https://www.floridaschoolchoice.org/Information/McKay/files/Fast_Facts_McKay.pdf
- ・鵜海未祐子(2012年9月)「アメリカにおける教育バウチャー実施の困難と法(制度)との関連」(早稲田大学大学院教育学研究科紀要)
https://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/37461/1/KyoikugakuKenkyukaKiyobetsu_20_1_Ukai.pdf
- ・United States Census Bureau WEB サイト
2012 Census of Governments: State & Local Finances
2012 State and Local Summary Table by Level of Government and by State
<http://www.census.gov/govs/local/>

2-5 アリゾナ州

2-5-1 対象制度の枠組み

(1)対象となる制度

Empowerment Scholarship Account (ESA) Program

(2)概要

2011年に可決された法案により、障がいのある生徒に対し”empowerment accounts”という口座が作られることになった。支払額は、学校財政計算式によって計算された、それぞれの学生の財政レベル(funding level)の90%である。この計算式には、障がいの度合いや種類、学年、学校の所在地などが含まれている。

公立学校に通う児童の保護者は、口座に振り込まれる補助金を、私立校の学費や個別指導、教科書、オンラインの授業などの費用に充てることができる。

アリゾナ州在住で、障がいがある、または州の認定がDまたはFの学力の低い公立校に通う生徒を対象としている。また、保護者が米軍に従事している、または養父母に育てられている生徒も対象となる。

申込をして受給が認められた場合、生徒の家族には教育サービスを購入できるデビット・カードが支給される。州政府は支出を監視し、生徒の家族はレシート（領収書）を提出しなくてはならない。

(3)沿革

障がいのある生徒及び養子にされた里子(foster children)を対象としていたアリゾナ州のバウチャー・プログラムには2009年、公的資金を私立または宗教の学校に適用しているため法を犯しているということで違憲判決が出たが、2014年3月の最高裁の判決によりバウチャーの存続が決まった。保護者には教育補助金のためのデビット・カードの口座に補助金が振り込まれ、資金の用途を保護者が決定できるため、違憲ではない、とされた。

また、2014年の判決により、プログラムは対象となる生徒の範囲が拡大された。2009年までのプログラムでは障がいのある生徒及び里子の生徒のみを対象としていたが、2014年のプログラムでは新たに、州のDまたはFランクの学校に入学した生徒、軍隊に所属する保護者の子どもも対象となる。

(4)実施主体

アリゾナ州教育局 (Arizona Department of Education)

(5)私立学校の対応

バウチャーを利用して私立校に通うことも可能。

2-5-2 運用状況

(1)学校数

参加校数：75校（2013-14年度）

(2)生徒数

参加生徒数：731人（2013-14年度）

(3)支払額

受給額は学校区と、生徒が特別教育を必要としているかどうかによって異なる。障がいのない生徒の場合、一年間の平均受給額は3,000ドル～3,500ドル。2012年度、障がいのある生徒は年間平均で13,000ドル～14,000ドルを受給した。最高受給額は28,000ドル、最低受給額は1,500ドルだった。

また、2013-14年度の平均支払額は、14,500ドル（障がいのある生徒）である。

2-5-3 教育支出の各施策への配分状況・割合

米国国勢調査局によると、アリゾナ州の初等教育・中等教育への教育支出（2012年度）は、78億9千697万ドルである。

2-5-4 出所

- ・ Arizona Department of Education “ Empowerment Scholarship Account (ESA) Program”

<http://www.azed.gov/esa/files/2011/09/e-s-a-brochure-finished-copy.pdf>

- ・ azcentral WEB サイト”Facts about Arizona Empowerment Scholarship Accounts”

<http://www.azcentral.com/news/articles/20130101arizona-school-scholarship-facts.html>

- Arizona Department of Education (2014) “A Parent’s Guide to Expanded School Choice”

<http://www.azed.gov/esa/files/2014/03/empowerment-scholarship-account-handbook2014.pdf>

- azcentral WEB サイト “Arizona school-choice program expands”

<http://www.azcentral.com/arizonarepublic/news/articles/2012/05/15/20120515arizona-school-choice-program-expands.html>

- azcentral WEB サイト “Fight over Arizona school vouchers heats up”

<http://www.azcentral.com/story/news/politics/2014/03/21/fight-over-arizona-school-vouchers-heats-up/6721945/>

- azcentral WEB サイト “Arizona's high court bans school vouchers”

<http://www.azcentral.com/arizonarepublic/news/articles/2009/03/26/20090326vouchers0326.html>

- Arizona Department of Education (2014) “External Customer Satisfaction Survey Report”

<http://www.azed.gov/esa/files/2014/11/esa-external-customer-survey-report-2014-2015.pdf>

- The Friedman Foundation for Educational Choice WEB サイト “Arizona - Empowerment Scholarship Accounts”

<http://www.edchoice.org/School-Choice/Programs/Empowerment-Scholarship-Accounts.aspx>

- United States Census Bureau WEB サイト

2012 Census of Governments: State & Local Finances

2012 State and Local Summary Table by Level of Government and by State

<http://www.census.gov/govs/local/>

<http://www.azpolicy.org/bill-tracker/esa-expansion-hb-2174>

<http://saintjeroneshool.info/admission-empowerment-scholarship.php>

2-6 ユタ州

2-6-1 対象制度の枠組み

(1)対象となる制度

Carson Smith Special Needs Scholarship Program

(2)概要

障がいを持つユタ州在住のほとんどの生徒は、公立校に通うためのバウチャーを受け取る資格がある。しかし、毎年配分される補助金の額により、人数は制限され、申込者は抽選で選ばれることになる。⁴

(3)沿革

2005年より開始

(4)実施主体

ユタ州教育局 (Utah State Office of Education)

(5)私立学校の対応

公立校を対象とした制度である。

2-6-2 運用状況

(1)学校数

参加校数 (2012-13年度) : 40校

(2)生徒数

参加生徒数 (2012-13年度) : 714人

⁴ なお、Carson Smith Special Needs Scholarship Program は、ユタ州にメールで問い合わせたところ、バウチャー制度ではないとの回答があった。ただし、The Friedman Foundation for Educational Choice (ノーベル賞受賞者ミルトン・フリードマンの財団による教育組織) では、バウチャー制度の例として紹介されている。

(3)支払額

平均支払額（2012-13年度）：4,733 ドル

(4)予算額

プログラムの資金は、375 万ドルとなっている。

2-6-3 効果・評価等

ユタ州のバウチャー・プログラムは、2007年の住民投票で導入が否決された。だが、障がい者を対象とした本プログラムについてはこの影響を受けなかった。

2-6-4 教育支出の各施策への配分状況・割合

米国国勢調査局によると、ユタ州の初等教育・中等教育への教育支出（2012年度）は、42億1,505万5千ドルである。

2-6-5 出所

- ・ Utah State Office of Education WEB サイト
<http://www.schools.utah.gov/sars/Quick-Links/Carson-Smith-Scholarship.aspx>
- ・ The Friedman Foundation for Educational Choice (2013) “ABCs of School Choice”
Utah - Carson Smith Special Needs Scholarship Program
<http://www.edchoice.org/CMSModules/EdChoice/FileLibrary/965/The-ABCs-of-School-Choice---2013-edition.pdf>
- ・ The Friedman Foundation for Educational Choice WEB サイト ” Utah - Carson Smith Special Needs Scholarship Program”
<http://www.edchoice.org/School-Choice/Programs/Carson-Smith-Special-Needs-Scholarship-Program.aspx>
- ・ United States Census Bureau WEB サイト
2012 Census of Governments: State & Local Finances
2012 State and Local Summary Table by Level of Government and by State
<http://www.census.gov/govs/local/>
- ・ The Friedman Foundation for Educational Choice WEB サイト

<http://www.edchoice.org/School-Choice/Programs/Carson-Smith-Special-Needs-Scholarship-Program.aspx>

第3章 英国

3-1 対象制度の枠組み

3-1-1 対象となる制度

Dedicated School Grant (DSG : 学校特定交付金)

3-1-2 概要

中央政府から地方自治体や学校への補助金配布方式をとっている「教育予算配分システム (School Funding System)」が 2006 年から導入されている。

この仕組みは、全国の小学校、中学校が対象であり、配布される補助金の一部（学校特定交付金 (Dedicated School Grant : DSG)）は生徒人数によって決定される。また、すべての生徒に対して学校選択権が与えられている。そこで本稿では、そのような予算配分の仕組みを、広義の意味で「教育バウチャー制度」ととらえ調査する。

なお、イギリスでは、公立学校の予算額は主に生徒の人数をもとに地方教育当局によって総額が決められ、その具体的な運用は学校に任されている。生徒の人数によって配分される予算は 85% が教職員の人件費に、15% が教材や設備費に活用される。

3-1-3 沿革

2005 年度までは、中央政府が査定した地方自治体への総支出額 (Total Assumed Spending) から使途限定補助金 (Ring-Fenced Grant)、特別・特定補助金 (Specific and Special Grants) を除いたものが補助金総額 (Total Formula Spending) として補助金配分方式 (Formula Spending Share : FSS) により地方自治体に配分されていた。

2006 年度以降は、中央政府から地方への教育予算の配分方式については、従来の FSS から教育予算配分システム (School Funding System) に変更し、100% 中央政府の負担による学校特定交付金 (Dedicated School Grant : DSG) を 2002 年教育法に基づき導入した。

3-1-4 実施主体

Department for Education (教育省) Education Funding Agency

3-1-5 私立学校の対応

私立校 (independent school) も対象となる。

3-2 制度の変更点

2013-2014 年度に教育予算配分システムが変更された。主要な変更点は、下記の通り。

- ・ 予算配分を次の三つのブロックに分けて行う。

- ー スクール・ブロック (プライマリー、セカンダリーを含む学校全般)

- ー アーリー・イヤーズ・ブロック (就学前教育、主に 4-5 歳児の教育を指す、小学校に付属する就学前教育施設)

- ー ハイ・ニーズ・ブロック (学習障がいのある生徒や、特別の教育支援を必要とする生徒など)

このうち、スクール・ブロック及びアーリー・イヤーズ・ブロックには、従来通り生徒数に応じた均一の補助が行われる。一方で、ハイ・ニーズ・ブロックは、生徒数ではなく、各自治体のハイニーズにおける過去の支出によって決定される (すなわち、教育バウチャーの枠組みではなくなる)。

- ・ 教育を受けるのが困難な児童への支援を増やす。

- ー Pupil Premium ・ ・ 低所得者層の子供の数に応じて補助金を与える新しい制度。

- FSM (給食を無料で提供される権利) の資格を持つ児童が対象。

- ー 児童受入施設 (pupil referral units) にも自治体の予算配分スキームが適用されるようになった。

- ー IDACI (低所得世帯の子供の割合を示す指数) の分類も見直し、考慮する。

3-3 運用状況

3-3-1 学校数

英国の学校数の変遷は、下記の通り。

年度	保育所(Nursery)			政府支出の 小学校 (State- funded primary)	政府支出の 中等学校 (State- funded secondary)	特別支援学校(Special)			児童生徒受 入施設 (Pupil referral units)	私立校 (Independ ent)	学校数総計 (All schools)
	公立 (Maintained)	直接補助校 (Direct grant)	合計 (Total)			政府支出の 特別支援学 校(State- funded special)	私立の特別 支援学校 (Non- maintained)	合計 (Total)			
2002	494	2	496	17,985	3,471	1,098	63	1,161	312	2,190	25,615
2003	475	2	477	17,861	3,454	1,088	72	1,160	360	2,160	25,472
2004	468	2	470	17,762	3,435	1,078	70	1,148	426	2,302	25,543
2005	456	2	458	17,642	3,416	1,049	73	1,122	447	2,250	25,335
2006	453	2	455	17,504	3,405	1,033	72	1,105	449	2,261	25,179
2007	446	2	448	17,361	3,399	1,006	72	1,078	448	2,284	25,018
2008	445	2	447	17,205	3,383	993	72	1,065	455	2,327	24,882
2009	438	2	440	17,064	3,361	985	73	1,058	458	2,356	24,737
2010	428	2	430	16,971	3,333	979	75	1,054	452	2,376	24,616
2011	423	2	425	16,884	3,310	971	75	1,046	427	2,415	24,507
2012	423	1	424	16,818	3,268	967	72	1,039	403	2,420	24,372
2013	417	1	418	16,784	3,281	961	71	1,032	400	2,413	24,328
2014	414	1	415	16,788	3,329	964	69	1,033	371	2,411	24,347

[出所] Schools, pupils and their characteristics: January 2014

3-3-2 生徒数

学校特定交付金 (DSG) の受給対象の学校の生徒数は、下記の通り。

生徒数		
年度	スクール・ブロック	アーリー・イヤーズ・ ブロック
2013-14	6,679,075	494,349
2014-15	6,729,966	510,002

(人)

[出所] Dedicated schools grant 2014 to 2015

3-3-3 予算額、支払額

学校特定交付金（DSG）の総額、生徒1人あたりの支払額は、下記の通り。

ブロック別DSG配分額

年度	スクール・ブロック	アーリー・イヤーズ・ブロック	ハイ・ニーズ・ブロック
2013-14	21,642.104	2,118.633	4,791.874
2014-15	20,856.474	2,184.139	4,792.220

(百万ポンド)

DSG最終配分総額

年度	DSG最終配分総額
2013-14	29,124.175
2014-15	28,547.615

(百万ポンド)

一人当たりのDSG額(ブロック別)

年度	スクール・ブロック	アーリー・イヤーズ・ブロック
2013-14	4,550.540	4,282.410
2014-15	4,555.020	4,282.610

(ポンド)

[出所] Dedicated schools grant 2014 to 2015

(1ポンド=177.44円 2015年1月23日時点)

3-4 教育支出の各施策への配分状況・割合

2013-14年度の教育支出は883億ポンドである。

図表：教育支出の主な項目

(10億ポンド)

	2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	9-10年度から 13-14年度まで の変化
就学前教育	5.2	5.1	4.8	5.1	5.2	-0.3%
小学校	27.3	27.2	26.8	26.2	27.1	-0.8%
中学校	39	38.8	37.3	36.9	36	-7.6%
中等後教育	14.3	16.6	13.6	13.8	15.4	+7.6%
支援サービス	4.5	4.3	4	3.7	3.7	-17.4%
合計	91.6	93.4	87.5	86.5	88.3	-3.6%

※合計には学校レベルで分けられないもの、R&D教育を含む

[出所] Education spending in the UK

(1ポンド=177.44円 2015年1月23日時点)

3-5 出所

- ・(株)リベルタス・コンサルティング(2009)「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・Education Funding Agency(2013)“Dedicated schools grant Technical note for 2014-15”
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/279221/dsg_technical_note_2014_to_2015.pdf
- ・GOV.UK “REVISED FUNDING GUIDANCE FOR LOCAL AUTHORITIES ON HOME EDUCATED CHILDREN”
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/294898/revised_funding_guidance_-_local_authorities_on_home_educated_children.pdf
- ・Department for Education “Reform of the school revenue funding system”
<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20131216163513/http://www.education.gov.uk/schools/adminandfinance/financialmanagement/fundingallocations/a00215225/school-funding-reform>

- Department for Education (2014) "Schools, pupils and their characteristics: January 2014"
<https://www.gov.uk/government/statistics/schools-pupils-and-their-characteristics-january-2014>
- Department for Education, Education Funding Agency "Dedicated schools grant 2014 to 2015"
<https://www.gov.uk/government/publications/dedicated-schools-grant-2014-to-2015>
- UK Parliament WEB サイト Education spending in the UK
<http://www.parliament.uk/briefing-papers>

第4章 オランダ

4-1 対象制度の枠組み

4-1-1 対象となる制度

包括的補助金(Block grant fund)

4-1-2 概要

オランダの義務教育では、公立・私立の区別なく国から学校に補助金が支給される。この補助金額は、生徒数等⁵に応じて決定され、公立学校も私立学校も同等の基準で補助額が配分される。

学校側が10月1日に登録されている生徒数を報告し、それを基に翌年度分の補助金額が確定する。

本稿では、政府が義務教育を受ける生徒1人あたりに応じて各学校（公立学校、私立学校）に配分する補助金を広義の意味での教育バウチャー制度ととらえ調査する。

4-1-3 沿革

オランダでは、1848年、憲法に「教育の自由」(Freedom of education)が規定され、政府による監督と適切な教員の任命を条件に全ての人に対する学校運営の自由を定められた。さらに、1917年の憲法改正により公立学校と私立学校間の政府補助金の平等の原則が規制され（その後、中等教育と高等教育についても、国庫補助の平等の原則がその他の法律により整備された）、1920年法として公立学校と私立学校への全額国庫補助が認められることとなった。このように、オランダでは公立・私立の区別なく国庫が学校を助成し、学校選択の自由を保障する仕組みがつけられた。

2006年学校の総費用に対する補助金として「包括的補助金」(Block grant fund)が導入された。2006年以前、初等教育への補助金は教職員の人件費と維持管理費（教材や設備

⁵補助金額は、主に教育の種類（例：初等教育、中等教育、職業訓練及び大学）と、生徒数によって決定される。これらの要素を公式に当てはめて、各学校の補助金額が決定される。学校は、追加の資金を受け取ることができ（例えば、社会的に貧しい地域の小学校など）、比較的多くの教師を雇用することができる。これらの追加資金はまた、両親の教育レベルなどの目的パラメーター(objective parameters)によって決まる。各学校が受け取る補助金額計算のためのパラメーターは毎年決定され、インフレや賃金調整に応じて補正される。

費等)に分けられていた。だが、2006年8月より、予算から人件費や維持管理費等を含む学校の総費用に対する補助金として包括的補助金 (Block grant fund) が導入された。

4-1-4 実施主体

Ministry of Education, Culture and Science (オランダ教育・文化・科学省)

4-1-5 私立学校の対応

公立学校も私立学校も同等の基準で補助額が配分される。

4-2 制度の変更点

2009年以降に特に変更点なし。

4-3 運用状況

4-3-1 学校数

オランダの学校数の変遷は、下記の通り。

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
初等教育	7,528	7,515	7,480	7,434	7,360	7,261
中等教育	647	644	646	646	645	645

[出所]Key Figures 2008-2012

4-3-2 生徒数

オランダの学校の生徒数（フルタイム換算）の変遷は、下記の通り。

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
初等教育	1,663.8	1,659.2	1,647.0	1,629.8	1,608.6	1,586.2
中等教育	934.6	935.0	939.9	949.4	961.6	974.4

[出所]Key Figures 2008-2012

4-3-3 支払額

政府が初等教育及び中等教育に支払った補助金総額は、下記の通り。

(100万ユーロ)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
初等教育	9,036.6	9,687.2	9,593.7	9,702.7	9,859.2	10,314.0
中等教育	6,543.9	6,866.1	7,058.3	7,059.6	7,248.6	7,553.0
OCW全体の支出	28,448.8	29,558.5	29,953.7	30,472.9	30,555.0	31,783.2

[出所]Key Figures 2008-2012

生徒一人当たりに対する支出推移は、下記の通り。

(ユーロ)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
初等教育	5,390	5,740	5,720	5,840	6,030	6,380
中等教育	7,110	7,410	7,550	7,460	7,570	7,790

[出所]Key Figures 2008-2012

(1ユーロ=134.09円 2015年1月23日時点)

4-3-4 予算額

2013年の初等教育（学校）への政府の補助金は96億2千210万ユーロで、これは国の初等教育予算（101億6千680万ユーロ）の95%を占める。

中等教育の2013年度の政府補助金は72億8千520万ユーロで、これは中等教育予算（74億3千610万ユーロ）の98%を占める。

4-4 教育支出の各施策への配分状況・割合

2013年度のオランダ教育省全体の教育支出は、31,783.2百万ユーロ。317億8千320万ユーロ。

オランダ教育局の支出（×百万ユーロ）

	2009	2010	2011	2012	2013
オランダの教育支出	29,558.5	29,953.7	30,472.9	30,555.0	31,783.2
初等教育	9,687.2	9,593.7	9,702.7	9,859.2	10,314.0
中等教育	6,866.1	7,058.3	7,059.6	7,248.6	7,553.0
職業・成人教育	3,549.1	3,559.9	3,527.9	3,546.2	3,541.7
専門高等教育	2,346.6	2,530.0	2,551.2	2,577.6	2,652.5
学問高等教育	3,832.3	3,882.7	3,996.8	4,048.1	4,135.7
学生支援(Student finance)	3,277.3	3,329.3	3,634.6	3,275.3	3,586.2

オランダ教育局の支出とGDP、中央政府支出との関係

	2009	2010	2011	2012	2013
教育局の教育支出（×100万ユーロ）	29,558.5	29,953.7	30,472.9	30,555.0	31,783.2
GDP（市場価格×10億ユーロ）	573.2	586.8	599.0	599.3	603.7
中央政府支出（×10億ユーロ）	174.1	185.9	170.9	168.4	163.8
GDPの割合としての合計	5.2	5.1	5.1	5.1	5.3
教育セクター	4.6	4.5	4.5	4.6	4.7
学生支援(Student finance)	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6
中央政府支出の割合としての合計	17.0	16.1	17.8	18.1	19.4
教育支出	15.1	14.3	15.7	16.2	17.2
学生支援(Student finance)	1.9	1.8	2.1	1.9	2.2

[出所] Key Figures 2009-2013

(1ユーロ=134.09円 2015年1月23日時点)

4-5 出所

- ・(株)ベルタス・コンサルティング (2009) 「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・ Government of the Netherlands WEB サイト “Primary Education”
<http://www.government.nl/issues/education/primary-education>
- ・ Government of the Netherlands WEB サイト “Key Figures 2008-2012”
<http://www.government.nl/issues/education/documents-and-publications/reports/2013/07/31/key-figures-2008-2012.html>
- ・ Government of the Netherlands WEB サイト “Key Figures 2009-2013”
<http://www.government.nl/ministries/ocw/documents-and-publications/reports/2014/08/12/key-figures-2009-2013-ministry-of-education-culture-and-science.html>

第5章 デンマーク

5-1 対象制度の枠組み

5-1-1 対象となる制度

デンマークでは、大学などの高等教育機関を含むすべての教育機関に対し、生徒の人数に応じて中央政府から補助金が支給される。

1991年に導入された補助金配分システム（Public Grants System）により、全国の私立の小学校、中学校、高等学校に対する補助金は、生徒1人あたりに対して支給額が決定されている。本稿では、それらの私立学校に対する生徒1人当たりの補助金（Operational grants（運営交付金））を調査の対象とする。

5-1-2 概要

1991年の私立学校に関する法律（Act on Private schools）により、私立学校に対しての補助金配分システムが導入された。

私立学校には、学費の85%にあたる額の補助金が支給される。生徒1人あたりに対する私立学校の年間運営費を公立学校の1人当たりの年間公費と一致させ、私立学校と公立学校に差がないよう補助金の配分を決定する。私立学校における学費の不足分は、生徒の親もしくは保護者が支払うこととなる。私立校の補助金総額は、生徒の総数と生徒1人当たりに係る学校運営費の平均値を乗じて算出され、配分される。

各学校から生徒1人あたりに対しての実際支払われる運営費は以下の条件によって異なる。

- 学校規模（生徒数）
- 生徒の年齢
- 学校の場所
- 教師の勤続年数（年功）

大規模学校に通う比較的年齢の低い生徒は、年間支給される生徒1人当たりの補助額が小さい。一方、年齢の高い小規模学校に通う生徒は補助額が大きい。

5-1-3 沿革

1991年私立学校に関する法律により補助金配分システムが導入された。

5-1-4 実施主体

The Ministry of Education (デンマーク教育省)

5-1-5 私立学校の対応

私立学校を対象とした制度である。

5-2 制度の変更点

2009年以降に特に変更点なし。

5-3 運用状況

5-3-1 学校数、生徒数

基礎教育レベル（自主的なプレスクール・クラス及び10th formを含む）の生徒のうち約16%が私立校に通っている。2013年には、約111,171人の生徒が私立校に通い、572,179人の生徒が公立校に通った。私立校に通う生徒の数は、近年、増加傾向にある。

なお、学校数は、2008年現在で、私立校約510校に対し、公立校約1,600校となっている。

5-3-2 支払額

2006年、生徒一人あたりにおける一年の平均的な運営支出に対する補助金は約41,000DKK（デンマーク・クローネ）であり、保護者による平均的な支出は9,000DKKであった。なお、生徒一人あたりにおける実際の補助金額は、前述の通り、4つの要素（学校の規模（生徒数）、生徒の年齢構成、学校の所在地、教師の勤続年数（年功））によって学校ごとに異なる。

5-4 教育支出の各施策への配分状況・割合

デンマークの2015年の教育予算は1,513億2千7百万DKK(デンマーク・クローネ)。

(百万デンマーク・クローネ)

	2011	2012	2013	2014	2015
教育	138,600	142,676	144,177	148,996	151,327
初等教育	69,323	70,768	70,601	70,414	71,202
青年レベル教育	30,860	32,086	32,676	34,132	35,198
高等教育	26,909	29,356	31,236	33,657	33,736
成人及び補完教育	7,099	6,503	6,325	7,317	7,674
その他	4,410	3,963	3,338	3,477	3,518

[出所]Classification of functions of government by function (budget)

(1 デンマーク・クローネ=18.02円 2015年1月23日時点)

5-5 出所

・(株)リベルタス・コンサルティング(2009)「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」

・Danish Ministry of Education WEBサイト “Grants”

<http://eng.uvm.dk/Education/Primary-and-Lower-Secondary-Education/Private-Schools-in-Denmark/Grants>

・Statistics Denmark WEBサイト “Classification of functions of government by function (budget)”

<http://www.statbank.dk/statbank5a/default.asp?w=1680>

第6章 スウェーデン

※スウェーデンでは、2014年10月に政権が交代し、2015年2月現在では、下記の制度に関する記載が参照できないため、2014年9月までの情報を元に作成。

6-1 対象制度の枠組み

6-1-1 対象となる制度

補助金制度

チャイルドケア・バウチャー制度

6-1-2 補助金制度

(1) 概要

スウェーデンでは、各地方政府が補助金を各学校に配分するシステムを導入している。本制度の下では、バウチャー（利用券）は発行されない。生徒一人当たり教育費を生徒数で算定した金額が、地方政府から学校に支給されるシステムとなっている。

本制度の対象は、国が認可した学校全てである。ただし私立学校については、本制度の対象となる学校の選別・認可が中央政府及び学校庁によって執り行われる。また、導入当初は義務教育機関のみが対象であったが、導入翌年の1994年には、高等学校にも同じ制度が導入されることになった。

また私立学校への補助金額は、一時は公立学校の75パーセントにまで削減されたものの1997年以降は原則として公立学校と同額（100パーセント）となった。ただし、公費による補助を受けている私立学校が授業料を徴収することは教育法により禁じられている（授業料以外の収入を得ることは可能）。

基礎学校（日本の小学校、中学校に該当）の児童生徒一人当たり教育費は、各コミューンの議会が0～5学年と6～9学年に区分して定める。義務教育段階の教育費には、1) 通常の学校教育費、2) 特別支援が必要な児童生徒のための追加費用、3) スウェーデン語以外の母語教育のための費用の3つにより構成される。

(2) 沿革

各地方政府が補助金を各学校に配分するシステムは、1993年に導入された。本制度が導入された背景には、学校選択の自由化がある。導入直前の1992年において、義務教育における学校の選択が自由化されたが、これには各学校を競争にさらすことにより、提供される教育内容をより改善する期待があった。こうして、公立学校と私立学校を同等に扱い、両者の入学について金銭的なギャップが生まれないよう、本制度が導入されることになった。

(3) 実施主体

Ministry for Education and Research (教育研究省)

(4) 私立学校の対応

私立学校への補助は、原則として公立学校と同額（100パーセント）。

6-1-3 チャイルドケア・バウチャー制度

(1) 概要

私的組織等によって運営されている就学前学級に補助金を交付するシステムである。私立の pre-school（幼稚園・保育園）や out-of-school-centres などの教育機関に公的助成金が提供される。

本稿では、政府が幼児1人あたりに応じて幼稚園・保育園に配分する補助金を広義の意味での教育バウチャー制度ととらえ調査する。

(2) 沿革

2009年にチャイルドケア・バウチャー・システムが導入された。これにより、2009年以降、チャイルドケア・バウチャー・システムが導入され、私立の pre-school（幼稚園・保育園）や out-of-school-centres などの教育機関に公的助成金が提供されることになった。

2010年からは3歳児の受け入れも義務化された。

(3) 実施主体

Ministry for Education and Research (教育研究省)

(4)私立学校の対応

私立の pre-school（幼稚園・保育園）も対象。

6-2 制度の変更点

2009年にチャイルドケア・バウチャー・システムが実施された。これは、自治体が私立の幼稚園（保育園）や他の教育活動に補助金を交付するシステムである。チャイルドケア・バウチャーは、保護者がどのサービスを選んでも、児童にリンクしている。

6-3 効果・評価等

6-3-1 補助金制度

近年、学校選択の自由化による学校崩壊や児童の学力低下が指摘されていた。ただし、2014年10月6日 The Economist の記事“A good choice?”では、スウェーデンの学校選択制は、学校崩壊や児童の学力低下の要因ではなく、バウチャーは生徒の成績に小さいが良い影響を与えているとの見解を示している。詳細は以下の通り。

「スウェーデンの生徒は国際ランキングをリードしていたが、ここ何年もの間は教育水準が低下している。OECDの最近の調査によると、スウェーデンの15歳の生徒は数学、読解力、科学において、平均を大きく下回っている。バウチャーを批判する人々は、これらの悪い結果から、学校選択(school choice)を非難している。

2014年の前半、OECDはスウェーデンの学校の評価を発表した。この報告書は生徒が国際的になぜ学力を下げているのか、いくつかの理由を説明している。第一に、「学級秩序(disciplinary climate in classrooms)」が保たれておらず、教師は規則を守らない生徒をコントロールすることができない。第二に、スウェーデンはOCED参加国のなかで、遅刻をする生徒の割合が最も高い。第三に、他国の生徒よりも勉強時間が短く、忍耐力が低い。第四に、スウェーデンの平均的な15歳の一年の授業時間は741時間だが、他国の平均は942時間である。1994年のカリキュラム変更はこれらの問題の単一の原因とは成り得ない。しかし、教員をいくつかの責任から解放し、教室内のしつけを行政に負担させ、授業時間を大幅に減らしたことは驚くに値しない。要するに、学校選択(school choice)は（学力低下の）問題の原因と考えにくい。実際、新たな研究では、スウェーデンのバウチャー制度は、生徒の成績に、わずかではあるがポジティブな影響を与えていることを示唆している。

生徒の成績に対する学校選択の影響を測るには、その他の教育改革からバウチャーの影響を別にして考えなくてはならない。これが、Research Institute of Industrial Economics の Karin Edmark と共同研究者が最近の研究で試みたことである。彼らは、バウチャー導入時に学校に在籍していた生徒と、その時点で既に卒業していた生徒を調査し、小学校の成績、犯罪歴、大学の入学率などの結果に基づく二つのグループに分けて比較した。結果として、研究者たちは、学校選択は、特にマイノリティや低所得世帯の生徒に対して、小さいがポジティブな影響を与えていることを発見した。

この研究では、なぜ社会的に恵まれない生徒のほうが、他の生徒よりも学校選択から恩恵を受ける傾向があるのか、明らかにしていない。しかし、説得力のある理由は、多くの貧しいスウェーデンの地域は、ひどい学校に悩まされており、バウチャーは、生徒がそのような学校に行くことを強制しない、ということの意味する。実際に、著者は、学校選択の導入後、私立の、家から遠く離れた学校に通う恵まれない生徒は、他の生徒に比べて多くなっている。

これらの結果はほかの研究にも裏付けられている。スウェーデンの異なる自治体における生徒の成績を分析した研究では、テストスコアとインディペンデント・スクールの数に、相関関係があることがわかった。インディペンデント・スクールの数が多いほど、テストスコアが高かったのである。この結果は、インディペンデント・スクールの生徒に限ったものではなく、つまり、競争によって良い影響を与えられていることを示唆している。インディペンデント・スクールが多い自治体は、全ての学校にプレッシャーを与え、その標準を押し上げているようだ。」

6-4 教育支出の各施策への配分状況・割合

2015年度の教育予算(Education & Academic Research)は、641億5千260万6千SEK (スウェーデン・クローナ)。

(1 スウェーデン・クローナ=14.08円 2015年2月13日時点)

6-5 出所

- ・ ㈱リベルタス・コンサルティング (2009) 「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・ Childcare voucher system and universal pre-school for three-year-olds
※現在は、アクセス不可
<http://www.government.se/sb/d/7172/a/172234>
- ・ The Economist WEB サイト “A Good Choice?”
<http://www.economist.com/blogs/democracyinamerica/2014/10/education-reform>
- ・ Government Offices of Sweden WEB サイト Central government budget for 2015
<http://www.government.se/sb/d/2798/a/248369>

第7章 ドイツ

7-1 対象制度の枠組み

7-1-1 対象となる制度

保育バウチャー制度（KITA⁶バウチャー）

7-1-2 概要

ハンブルク、ベルリン等では就学前児童が保育サービスを受ける際に一部費用を賄う保育バウチャー制度が運用されている。以下、ハンブルク州の保育バウチャー制度について解説する。

ハンブルク州では、2014年8月より、週に25時間までの（昼食を含む）保育所(creche)、及び週に30時間までのデイケア・ナース（保育士）による保育は、生誕から就園・就学までの全ての児童に対して無料となった。

これを超える時間の保育については、バウチャーにより割引を受けることができる。1日の保育時間によってバウチャー割引後の負担額が異なってくる。具体的な数値は、下記の通り。

保育における保育【2014年8月～】

一日に5時間以上の場合	バウチャー割引後の自己負担額	世帯収入の上限
12時間	22～204ユーロ	32,761ユーロ
10時間	22～204ユーロ	2,914ユーロ
8時間	11から191ユーロ	3,017ユーロ
6時間	4～115ユーロ	3,017ユーロ

デイケア・ナースによる保育【2014年8月～】

週に30時間以上の場合	バウチャー割引後の自己負担額	世帯収入の上限
41時間以上	21～175ユーロ	2,761ユーロ
31～40時間	13～129ユーロ	2,710ユーロ

(1ユーロ=134.09円 2015年1月23日時点)

⁶ KITA…Kindertagesstaette の略。保育施設の総称

なお、子どもが1歳以上でまだプレスクールや小学校に通っていない場合、KITA バウチャーは就業の証明を要求することなく与えられる。1歳未満の場合または、50分以上のディスカウントを申し込む場合のみ、KITA バウチャーを受け取るために子どもの保育をできない理由についての情報が必要となる。

7-1-3 沿革

ドイツにおける保育バウチャー制度は、2003年8月、ハンブルク州で導入されたのが始まりである。その後、2006年1月にはベルリン市でも同制度の導入されている。

ハンブルク州の制度は、2014年8月に大幅な改正がされている（後述）。

7-1-4 実施主体

ハンブルク州（市）

7-2 制度の変更点

2014年8月から制度が大きく変わっている（前項で紹介したものになった）。これまでの制度では、補助対象となる就学前託児施設のデイケア・サービスが、対象者の年齢によって異なっていた。参考までに、それまでの制度の枠組みは、下記の通り。

①保育園児（3歳未満の児童）が利用できるサービス	4時間まで、6時間まで、8時間まで、10時間まで、もしくは12時間までの5つの保育サービスがある。
②幼稚園児（3歳から6歳までの児童）が利用できるサービス	上記①の保育園児が利用可能な5つのサービスに加え、5時間までの昼食なし保育サービス、及び5時間までの昼食付きサービスの計7つから1つを選択できる。
③就学児童（6歳から14歳までの生徒）が利用できるサービス	学校教育の補完として、2時間まで、3時間まで、5時間まで、7時間までの4つのデイケア・サービスがある。

幼稚園児（3歳から6歳の児童）であれば、4時間までの保育サービス（昼食なし）、5時間までの保育サービスのバウチャーは、誰でも申請可能である。一方、そのほかの保育サービス及び施設サービスは、予め定められた基準に照らし合わせ、補助を行う必要がある家庭に対して優先順位が付けられる。その優先順位は以下の通り。

- (i) 緊急に社会的、教育的支援が必要な児童
- (ii) 両親が失業保険、もしくは社会保障に依存している世帯の児童
- (iii) 申請以前にデイケア施設に通っておらず、ドイツ以外の出身であり、かつ小学校入学18ヶ月以前に言語教育が必要とされる児童
- (iv) 1人親家庭もしくは児童の養育権を持つ2人親家庭で、雇用もしくは職業訓練のために引き続き支援が必要な家庭の児童(小学校入学以降の生徒向けのデイケアへの補助がはじめてのケースは除く)
- (v) 1人親家庭もしくは児童の養育権を持つ2人親家庭で、雇用もしくは職業訓練のために初めて申請を行った家庭の児童。または小学校入学以降の生徒向けのデイケアへの補助をはじめて申請する家庭の生徒
- (vi) その他社会的、教育的支援が必要な児童
- (vii) 求職活動中の両親を持つ児童

7-3 運用状況

7-3-1 生徒数

2010年時点で、3歳以上就学までの児童の保育率は9割を超えている。3歳未満児の保育率はようやく2割を超え、2013年に35%の保育率という目標に向かって、3歳未満児のための保育施設の整備が急ピッチで進められた。

7-4 出所

- ・(株)リベルタス・コンサルティング (2009) 「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・ HAMBURG RELOCATION WEB サイト “ Cost of Childcare for small children”
<http://hamburgrelocation.de/city-guide-hamburg/children/kita-voucher/>
- ・ Hamburg.de WEB サイト “All-day service in Hamburg schools,Hamburg schools offer all-day education”
<http://www.hamburg.de/contentblob/3831490/data/flyer.pdf>
- ・ ドイツ連邦教育研究省
<http://www.bmbf.de/en/>
- ・ 国立国会図書館調査及び立法考査局 (2011) 「ドイツの保育制度」(レファレンス 平成 23 年 2 月号)
<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/pdf/072102.pdf>

第8章 ニュージーランド

8-1 対象制度の枠組み

8-1-1 対象となる制度

Operational Funding（学校運営補助）

8-1-2 概要

ニュージーランドでは、学校選択制の自由化及び学校予算を生徒数に応じて配分する学校運営費補助(Operational Funding)を実施している(バウチャーが直接供給されることはない)。

学校運営費補助は、全国の小学校、中学校、高等学校のうち、全ての公立学校と統合学校(もとは私立学校であったが、後に国のシステムに組み入れられた学校)及び一部の独立学校(私立学校)が対象となる。学校教育費補助は、人件費補助と運営費補助に二分して配分される。人件費補助額は生徒数と教師・生徒数比率のガイドラインに基づき、各学校の雇用政策と教員組合の要求とをすり合わせて決定される。各学校には、教員採用数に裁量余地が認められる。

一方、運営費補助額は、生徒数に応じて配分される。加えて、学校の特性や少数民族(マオリ)に属する生徒数に応じて調整される。また生徒数対応部分は、都市部では小規模校に対して比率が大きくなるように設定している。

8-1-3 沿革

ニュージーランドにおいては、1988年、当時の労働党政権によって「明日の学校」(Tomorrow's School)計画がスタートした。これは、当初の中央集権的・計画経済的な教育制度を分権的・市場経済的な方向に徹底的に改めるという志向性を持った、包括的な教育改革パッケージであった。そのスローガンは、「全ての生徒に質の高い教育を」というものであった。この教育改革の一環として、学校選択の自由化及び学校予算を生徒数に合わせて配分するシステムが導入されることとなった。

学校の自由選択制度は、1990年に導入された。当初は学区内に限り、応募数が定員数を超えた学校が、抽選で生徒を選ぶことが出来るシステムであった。翌1991年の教育改正

法により学区が廃止され、学区内外のどの学校からでも、応募数が定員を超えている学校は、独自の基準に基づいて生徒を選ぶことが出来るようになった。しかし、2000年の教育改正法により、廃止された学区が再度指定されることとなり、学区外から入学を希望する生徒に対しては、優先条件をつけて入学許可を与えることとなった。

8-1-4 実施主体

Ministry of Education (ニュージーランド教育省)

8-1-5 私立学校の対応

児童・生徒の通学希望は完全に自由であり、選択対象にはカトリック系などの私立学校も含まれる。また、収容定員までは希望者は全員入学でき、定員が超過した場合には、地域性や兄弟姉妹の通学状況などによる選別が行われる。

8-2 制度の変更点

8-2-1 2011年からの変更点（年4回の生徒数のカウント）

2011年から、9-13年生までの生徒の運営費補助(全ての州と、全ての state-integrated schoolにおいて)は、年に4回の生徒数カウントを利用して分配されることとなった。この変更の狙いは、学校側に生徒を学校に関わらせて生徒数を保持するインセンティブ(学校が一年中生徒をつなぎとめておくようにするインセンティブ)を与え、生徒の成績(outcomes)を向上する支援とさせるためであった。これまでの3月の生徒数のみではなく、学校は年(度)内に入学した実際の生徒数に基づいて資金を提供されるようになった。

なお、年4回の生徒数カウントは、2010年予算における600万ドルの運営補助費における支出の削減につながった。これは生徒の保持(中退などの防止)が進むにつれ、削減が進むだろう。2011年には全体で学校予算は増加することを確実にするため、2010年予算では学校運営費補助を4%増加した。この増額は、2011年の開始から運営費補助の全ての項目に当てはまる。平均的な小学校では、運営費補助が10,700ドル追加、平均的な中等学校では26,700ドルの増額となった。

8-2-2 2014年予算の増額

2014年度は、基礎補助(base funding)、生徒一人当たり補助(Per-pupil funding)、

decile-related funding を含むほとんどの項目の補助を 1.9%増額した。

なお、なぜ運営費補助は 2%近く増加したかについては、インフレが関係している。政府は毎年、補助の増額のレベルを決定している。計画されているインフレのレベルは、補助金の額を設定する際に考慮される一つの要素となる。2014 年予算の 2%の増額は、2015 年度の計画されたインフレに近い。以前の予算における増額も実際のインフレのレベルに近いが、ときどき上回っていた。

8-3 運用状況

8-3-1 学校数

2013 年 7 月 1 日、ニュージーランドにおける公立・私立の学校数は 2,539 校である。

8-3-2 生徒数

ニュージーランドにおける生徒数は、下記の通り。

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
Primary(初等)	434,857	435,051	433,523	433,136	435,532	439,494
Composite(混成)	49,259	50,524	50,753	50,761	51,573	52,378
Secondary(中等)	273,872	275,945	275,524	273,152	272,343	272,313
Special(特別)	2,871	2,878	2,882	2,911	2,952	3,073
Total	760,859	764,398	762,682	759,960	762,400	767,258

[出所] Ministry of Education

8-3-3 予算額

Operational Funding の学校形態別の支払額は、下記の通り。

	(1,000ドル)				
学校の形態	2009	2010	2011	2012	2013
その他	243	333	449	298	345
市立	34,466	42,249	44,780	41,262	41,436
公立	1,018,730	1,036,698	1,063,628	1,086,874	1,215,548
公立(統合学校)	130,525	131,435	136,824	138,788	155,575
合計	1,183,964	1,210,715	1,245,680	1,267,222	1,412,904

[出所] Ministry of Education

(1 ニュージーランド・ドル=88.37 円 2015 年 2 月 13 日時点)

8-4 効果・評価等

Ministry of Education (ニュージーランド教育省) のレポート “Primary and Secondary Education Questions and Answers” によると、「年に 4 回カウントされる生徒数によって補助金額が決定されるため、中退者数が減り、学校側にも利益がある」とされている。

8-5 教育支出の各施策への配分状況・割合

2014/15 年度の教育部門の予算は、下記の通り。

教育省のサービス	19 億 26 万ドル
政府認可法人の教育サービス	5 億 100 万ドル
奨学金など	4,500 万ドル
学校（教員の給与を含む）、就学前教育提供機関、その他の教育機関のサービス	69 億 5 千 400 万ドル
教育省の資本支出（主に学校の property）	6 億 6 千 630 万ドル
政府認可法人と学校の資本支出	2900 万ドル

(1 ニュージーランド・ドル=88.37 円 2015 年 2 月 13 日時点)

8-6 出所

- ・(株)ベルタス・コンサルティング (2009) 「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・Ministry of Education WEB サイト “Operational Funding”
<http://www.minedu.govt.nz/NZEducation/EducationPolicies/Schools/SchoolOperations/Resourcing/ResourcingHandbook/Chapter1/OverviewOperationalFundingComponents.aspx>
- ・Ministry of Education WEB サイト “Changes to school resourcing system in Budget 2010”
<http://www.minedu.govt.nz/theMinistry/Budget/Budget2010/Factsheets/ChangesSchoolResourcingSystem.aspx>
- ・Ministry of Education WEB サイト “Primary and Secondary Education Questions and Answers”
<http://www.minedu.govt.nz/theMinistry/Budget/Budget2014/Budget2014QA/PrimaryAndSecondaryEducationQAs.aspx>

第9章 チリ

9-1 対象制度の枠組み

9-1-1 対象となる制度

教育バウチャー制度

9-1-2 概要

チリの教育バウチャー制度は、公立学校、私立学校の別を問わず、全ての学校に生徒数に応じて補助金を支払うシステムである。

同制度では、初等・中等教育の全生徒が公立学校・私立学校のいずれも選ぶことができ、学校は生徒数に応じて毎月補助金を得ることができる。なお、補助金は一律の額であり、貧民の多さや地理的孤立状態などで多少の上乗せがある程度である。

補助金は、毎月、政府から直接学校に支払われる。なお、公立学校・私立学校ともに親、教会、企業などからの寄付を受けてもよいとされている。

1993年には、私立学校（補助金受給私立校）については、保護者が一部を負担してもよい「学費負担システム」が導入されている。

9-1-3 沿革

1980年に制度を開始。当時のピノチェト政権の民営化推進改革の一環として行われたものであり、公立・私立の双方の学校に財政効率化の誘因を与えることを目的としていた。

まず、かつて中央政府が行っていた学校運営を分権化し、その権限をチリ教育省から地方自治体へ移管することにより、各地方自治体が地域の教育運営により大きな責務を負うシステムを構築し、学校経営の効率化をはかった。加えて、補助金の配分を効率的に行うことが出来るようバウチャー制度（補助金の支給）が導入された。

1993年には、私立学校は親から授業料をとることが可能になり（学費負担システム）、その分、補助額が減らされるという仕組みに改正された。

9-1-4 実施主体

Ministerio de Educación（チリ教育省）

9-1-5 私立学校の対応

公立私立を問わず全ての学校が対象となっている。

9-2 制度の変更点

2013年に再選したバチェレ大統領が大規模な税制・教育改革を掲げており、バウチャー制度も変更される可能性が高い。

「バチェレ大統領は増税による収益82億ドルの大部分を教育に充てる計画をしている。2014年5月21日のスピーチでは、国の補助を受ける営利の中等学校は、非営利の機関に転換することを義務付けると主張した。バウチャースクール（補助金受給私立校）への共同融資は段階的に廃止される。保護者は、国の補助金が足りない部分を埋めるために授業料を負担する必要がなくなる。保育所等に通う幼児はわずか17%だが、バチェレ氏は、彼女の任期中にこの数字を30%まで引き上げると述べている。今年の後半には大学を無料化するなどさらなる改革が予定されている。(The Economist Newspaper(2014年5月24日付))」

なお、2014年5月19日には、バチェレ大統領は教育制度改革のための法案を議会へ提出している。今般提出された各法案の概要は以下のとおり（在チリ日本大使館「チリ政治情勢報告平成26年5月より」）。

(ア) 就学前教育の改革

i 教育省の中に就学前教育庁を創設

ii 就学前教育施設（託児所、幼稚園、保育園等）を新たに5,700軒設置し、新たに合計約12万4千人の児童が利用できるようにする。

(イ) 初等・中等教育における制度改革（初等教育は通常6-14歳の8年間、中等教育は通常14-18歳の4年間で、いずれも義務教育）

i 補助金受給私立校の廃止及び営利追求の撲滅

①補助金受給私立校（生徒の保護者が支払う学費の他に国家からの補助金を受けて運営している私立校。現在チリ全土の公立校・私立校合計約12,000校のうち約2,000校は補助金受給私立校）を法案発効から10年後に廃止

(注：現在チリで初等・中等教育を受ける約340万人の生徒のうち、52%にあたる約176万人は公立校、

24%にあたる約 82 万人は補助金受給私立校、同じく 24%にあたる約 82 万人は補助金不受給私立校に所属している。補助金受給私立校では、国家からの補助金を受けているにもかかわらず、学校経営者が利益を教育現場に還元せず、他の営利活動のために使用する行為が多々見られるとして批判の対象となっていた。同制度を廃止し、国家からの補助金のみによる運営として教育費を無償化することで、家庭の経済状況が生徒の教育機会に影響することを防ぐほか、学校経営者による営利追求活動の撲滅が目指される。

②教育現場における営利追求の撲滅

営利追求活動の撲滅のため、補助金受給私立校の経営組織は、3年以内に非営利組織（Corporacion sin fines de lucro）へと変更し、学校施設の所有権も非営利組織のもとに移さねばならない。

③入学者選抜試験の廃止

現在、各学校が入学希望者に課している入学者選抜試験（学校により手法は異なるが、概ね入学希望者に対し、内申書、学力試験、面接、家族の経済状況等に基づいた審査を行う）を、法案発効から2年後に廃止。それ以降、各学校は全ての入学希望者を受け入れることとし、希望者が定員を超える場合には抽選により選出（ただし全国に約50校ある”Liceos emblematicos”と呼ばれる伝統的な進学校においては、入学を希望できるのは、もともとの所属校での成績が上位20%以内の者のみとする）。

（注：補助金受給私立校の廃止を巡っては、与党会派の内部でも、ウォーカーDC党首らは慎重な審議が必要であると述べている。野党会派においては、UDI、RNの両党から「今次法案には教育の質向上のための政策が欠けている」等との批判がされており、補助金受給私立校の廃止に関しても「私立学校の教育を弱体化させる」、「教育の自由を奪う」といった懸念が示されている。）

9-3 運用状況

9-3-1 生徒数

初等・中等教育を受ける約340万人の生徒のうち、52%にあたる約176万人は公立校、24%にあたる約82万人は補助金受給私立校、同じく24%にあたる約82万人は補助金不受給私立校に所属している。

9-4 効果・評価等

2013年に再選したバチェレ大統領が実施しようとしている教育改革(特に補助金受給私立校の廃止)についての評価をみていく。

まず、前述の通り、野党会派においては、UDI、RNの両党から「今次法案には教育の質向上のための政策が欠けている」等との批判がされており、補助金受給私立校の廃止に関しても「私立学校の教育を弱体化させる」「教育の自由を奪う」といった懸念が示されている。

また、米国保守系シンクタンク「ヘリテージ財団」が運営するニュースサイト Daily Signalにおいても教育改革に反対する内容の記事が掲載されている(2014年7月23日)。記事の内容は、下記の通り。

Chile's New Education Reforms: Less for All

チリの新大統領ミチェレ・バチェレは、公約の教育改革を発表した。これは法人税の増税分を教育に充てるというものである。しかしこれはあまり賢いやり方ではない。

1980年代、チリ政府は学校システムにおける競争を促すためにバウチャー・システムを導入した。このシステムは政府が学費の大部分をカバーすることで、「バウチャー・スクール」(公立と私立では異なる)に、少ない学費で通うことができる選択肢を与えるものである。2000年までに、チリ人のおよそ半数がこれらのバウチャー・スクールに通った。

全体として、このシステムは生徒にとってかなり良い結果をもたらした。2000年以降、チリの生徒はPISA(OECD生徒[国際]学習到達度調査)で着実に結果を伸ばしてきた。実際、チリの生徒はごく最近のPISAのテストにおいても、地域の平均をはるかに上回る成績を出している。

しかしながら新たな教育改革は、バウチャー・スクールが追加で学費を徴収することを禁止することによって、全体のシステムを混乱させるだろう。教育改革によってバウチャー・スクールには価格の上限ができ、これによって、優秀な教師や拡大したサービスなどの確保ができなくなるかもしれない。

これらの動きは、チリの中低所得者世帯の生徒にもっとも打撃を与えると思われる。民営化とバウチャー・システムはチリの中低所得者層の生徒たちに私立の競争的な学校への門戸を開いた。一方で、公立校への出席率は低下した。バウチャー・システムによって導入された動きは、業績の悪い公立校にサービス改善の市場圧力を与えた。バチェレ大統領

による効率的な価格の上限(price ceiling)は、教育市場においてもっとも恵まれない層の生徒に打撃を与えるだろう。

加えて、バチエレ大統領の最終的な目標である、ユニバーサルな、国が大学の学費を支払うという方策は、国が負担する授業料を増加させ、民間の教育機関の役割を減少させる可能性がある。これによって競争的なコスト削減がなくなり、教育の質が低下する。また公的な赤字を拡大させる。

バチエレ大統領はもちろん教育改革に取り組むことが許されているが、競争を減らし、選択の余地をなくすのは間違ったやりかたである。バチエレ大統領は、ラテンアメリカで最も教育を受けた豊かな国へと変えた、競争と経済的な自由にこだわるべきである。

また、ウォールストリート・ジャーナルは、2014年11月2日の記事で、以下のように述べている。

チリのバウチャー・プログラムは1981年に始まった。このプログラムは、生徒が労働組合化されていない(nonunionized)私立校に、政府の資金と保護者の援助によって入学することができるというものだ。また、このプログラムは選抜入学も許可している。プログラムは非常に成功してきており、サンティアゴの Institute for Liberty and Development の調査によれば、約190万人の生徒(K-12の人口の54%)が、政府のバウチャーを利用して私立校に通っている。そのうち、約110万人(子どもの人口の31%)は、バウチャーを利用して「営利の(for-profit)」学校に通っている。

先月下院を通過した新しい法案は、生徒が「営利の」私立校にバウチャーを利用して通うことを禁止し、また、保護者にも支払を求めて公的な助成金を受け取ることを学校にも禁止する。さらに、学校は生徒を選択することができなくなる。なぜなら、才能のある子供が彼らの独自のスピードで学習することは「不公平(unfair)」であるからだ。

これは残酷なことだ。チリの裕福な家庭は影響を受けないだろうが、多くの低所得世帯の子どもは機会を失うだろう。ILDによると、2004年から2013年までの間に、公立校の入学者数は54万5千人も少なくなり、一方で私立校の生徒数は36万4千人も増加した。これを見ると、多くの親が自己負担という犠牲をもってしても、公立校をなんとしても避けたいということだ。

バチェレ大統領は教員組合を味方につけているが、公の支援は急速に失っている。チリ人は「公平さ」というのは利益誘導型政治(special-interest politics)をカバーするだけのものだと理解してきている。

9-5 出所

- ・ ㈱リベルタス・コンサルティング (2009) 「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・ The Economist WEB サイト “The lady’s for turning Is Michelle Bachelet putting her country’s growth model at risk?”
<http://www.economist.com/news/americas/21602681-michelle-bachelet-putting-her-country-growth-model-risk-ladys-turning>
- ・ 在チリ日本大使館 「チリ政治情勢報告」
<http://www.cl.emb-japan.go.jp/Chile.htm>
- ・ Daily Signal WEB サイト “Chile’s New Education Reforms: Less for All”
<http://dailysignal.com/2014/07/23/chiles-new-education-reforms-less/>
- ・ The Nation WEB サイト “Is the Chilean Student Movement Being Co-opted by Its Government?”
<http://www.thenation.com/article/180235/chilean-student-movement-being-coopted-their-government#>
- ・ The Wall Street Journal WEB サイト “The Chile ‘Miracle’ Goes in Reverse Investment and growth are falling, and now the government targets private schools.”
<http://www.wsj.com/articles/mary-anastasia-ogrady-the-chile-miracle-goes-in-reverse-1414973280>

第10章 香港

10-1 対象制度の枠組み

10-1-1 対象となる制度

Pre-Primary Education Voucher Scheme: PEVS (準備学級教育バウチャー計画)

10-1-2 概要

準備学級教育バウチャー計画は、香港教育局 (The Education Bureau) が、幼稚園に通う幼い子供を持つ親に対し、直接補助金を与える制度である。香港教育局によると、この制度の狙いは、全ての子供たちに、質の高い準備学級教育を提供することにあるとしている。バウチャーには、学校の授業料と教師の専門能力開発に対する助成金が含まれている。

本制度の対象は、幼稚園に在学する3歳から6歳の児童を持つ親である。本制度に参加する幼稚園は以下の条件を満たさなければならない。

- ・ 非営利 (non-profit-making) の幼稚園であること。非営利の幼稚園とは、内国歳入条例 (Inland Revenue Ordinance) の第88条に基づき、課税が免除されている幼稚園を指す。
- ・ ローカル・カリキュラム (Local Curriculum) を提供していること。ローカル・カリキュラムとは、2006年のカリキュラム展開協議会 (Curriculum Development Council) によって発行された「準備学級カリキュラムへのガイド (Guide to Pre-primary Curriculum)」に従ったカリキュラムを指す。
- ・ 年間の1人当たり学費が、半日学級で24,000香港ドル、1日学級で48,000香港ドル以下であること。

これに加えて、制度に参加する幼稚園は、香港教育局が行う品質調査 (Quality Review : QR、幼稚園については2003/04年度から実施) に合格しなければならない。品質調査の概要は以下の通り。

- ・ 各自己評価 (school self-evaluation : SSE) 及び「学校計画及び年間学校計画 (School Reports & Annual School Plans)」の2つの資料を教育局に提出する。
- ・ 教育局は資料受領後、各幼稚園を訪問し、自己評価が妥当であるかを調査する。

10-1-3 沿革

2007年から準備学級教育バウチャー計画（Pre-Primary Education Voucher Scheme）を開始。

10-1-4 実施主体

香港教育局(The Education Bureau)

10-1-5 私立学校の対応

非営利でない（私立の）幼稚園については、本制度に参加することは出来ない。ただし、2007年9月の制度開始以前に入学している児童を持つ親については、教育バウチャーが提供される対象となる。

10-2 制度の変更点

PEVSの生徒一人当たり年間の補助金額は、2011年度に16,000香港ドルに増額された。その後も、2013/14年度には17,510香港ドル、2014-15年度には20,010香港ドルに増額されている。

10-3 運用状況

10-3-1 学校数、生徒数

2013/14年度の幼稚園数は969園。生徒数は169,800人。そのうち約78%が年間で17,510ドルの補助金を受け取り、地域の非営利幼稚園の95%がPEVSの恩恵を受けている。

10-3-2 支払額

2014-15年度のPEVS年間支給額は20,010香港ドルである。

なお、総合消費者物価指数(C CPI)の変動にバウチャーの補助金額を対応させる代わりに、政府は生徒一人当たり年間の補助金額を、2013/14年度の17,510ドルから2014/15年度は20,010ドル、2015/16年度は22,510ドルへ、毎年2,500ドルずつ増額させるとした。

10-3-3 予算額

香港政府は、2007年度からの幼稚園バウチャー5カ年計画に毎年20億ドル、2006年度を例にとれば教育予算の実に3.6%に相当する額を投入することを計画していた。

2011/12年度からは、バウチャーの全額が授業料補助分となる。

年度	幼児一人当たりのバウチャー年額（単位：香港ドル）
2012/13	16,800
2013/14	17,510
2014/15	20,010
2015/16	22,510

[出所] Government Expenditure on Education (1香港ドル=15.35円 2015年2月13日時点)

10-4 効果・評価等

西村（2012）は、香港の幼稚園のバウチャー制度について、以下のように述べている。

バウチャー制度の効果であるが、まず保護者が子どもを通わせる園の選択をする際に、大きな影響を及ぼすことは明白である。試算してみよう。所得基準等によって KCFRS の助成対象外の一般家庭の子どもが、バウチャー制に参加している NPO 園に通園する場合、授業料が仮に上限の年額 24,000 香港ドル（半日制）であっても、2011 年度であれば 16,000 香港ドルのバウチャーでまずは充当し、保護者負担は残りの 1/3 に相当する 8,000 香港ドルとなる。これを授業期間の 10 カ月で割れば月額 800 香港ドル=8,000 円（1 香港ドル=10 円で換算）となって、日本の品川区や杉並区の区立幼稚園と同額となる。これが半日制の上限、つまり実際の授業料自己負担額はこれ以下で済むのであるから、保護者にとっては経済面で大きな魅力と言える。一方、園にとっては、バウチャー制への参加、すなわち園の NPO 化をするか否かは、あくまで個々の園の主体的判断に委ねられているとはいえ、その参加の有無が入園者数を、ひいては園自体の存続を必然的に左右することになる。

制度開始直後より、独立系（independent, for-profit-making）から NPO 幼稚園・合同園に転換した数は多い。2007 年度から 2 年間で独立系の 114 園が NPO 園に転換し、2009 年度には 800 園、香港の全幼稚園・合同園の 84% がバウチャー制に参加し、K1-3 学年に

在籍する子どもの85%がバウチャーを利用している。廉価で、教育の質が高そうな園に殺到するのは当然で、存続を賭ける園側がそれに応じた結果と見ることができる。バウチャー制による、幼児教育の実質的「公営化」への誘導の試みは現在のところ成功していると言えよう。もちろん、NPO化することは私立幼稚園にとって必ずしも楽な道ではない。バウチャー制への参加と引き換えに、政府によって授業料の上限にキャップがかけられるため、入園者が増えなければ経営はたちどころに悪化する。

近年のK1-3クラスのS/T比の現状は10:1程度と報告されているから、2001年に教育局が定めた15:1までは引上げ可能で、設置基準に見合う敷地や園舎を用意できれば各園の大規模化が進行するだろう。そういった意味では、計画実施の5年間に、小規模で狭い園が一層淘汰される可能性は大きい。

10-5 教育支出の各施策への配分状況・割合

2013/14年度の教育支出は769億ドルで、政府の総支出の17.6%を占める。

年度	2008-09	2012-13	2013-14
教育支出合計額(百万香港ドル)	74,995	76,600	76,856
政府支出合計額に占める割合	24.0%	20.3%	17.6%
GDPに占める割合	4.4%	3.8%	3.6%
一般歳入勘定における教育の経常支出(百万香港ドル)	49,863	60,449	63,752
支出(%) 初等教育	21.7%	21.2%	21.2%
中等教育	37.8%	37.4%	36.1%
中等後教育	25.8%	26.2%	27.5%
その他	14.7%	15.2%	15.2%

[出所] Government Expenditure on Education

(1 香港ドル=15.35 円 2015年2月13日時点)

10-6 出所

- ・ (株)リベルタス・コンサルティング (2009) 「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・ 香港教育局 WEB サイト PEVS background and concept
<http://www.edb.gov.hk/en/edu-system/preprimary-kindergarten/preprimary-voucher/background-and-concept.html>
- ・ 香港教育局 WEB サイト 「幼稚園及幼稚園暨幼兒中心外覽」
<http://www.chsc.hk/kindergarten/>
- ・ 香港年報 2013
<http://www.yearbook.gov.hk/2013/en/pdf/E07.pdf>
- ・ 香港教育局 WEB サイト “Government Expenditure on Education”
<http://www.edb.gov.hk/en/about-edb/publications-stat/figures/gov-expenditure.html>
- ・ 西村史子 (2012) 「香港の就学前教育におけるバウチャー制の導入」 (和光大学現代人間学部紀要 第 5 号 (2012 年 3 月))
https://www.wako.ac.jp/_static/page/university/images/_2012-0514-1146.028fb31eff2d9a868cc37a2d00614827.pdf
- ・ 香港政府審計署 ”Pre-primary Education Voucher Scheme”
http://www.aud.gov.hk/pdf_e/e60ch03.pdf
- ・ 香港政府 2014-2015 Budget
<http://www.budget.gov.hk/2014/eng/pdf/head156.pdf>

第11章 台湾

11-1 対象制度の枠組み

11-1-1 対象となる制度

就学前教育バウチャー（幼児教育券）

五歳児免学費教育計画

11-1-2 概要

(1) 就学前教育バウチャー（幼児教育券）

台湾の就学前教育バウチャー（幼児教育券）の受給対象は、政府に認可された私立の幼稚園（3-5,6歳対象）・保育所（托児所：2-5,6歳対象）に在籍する5歳児（9月2日一翌年9月1日に満5歳-6歳未満）である。給付額は、年10,000元（2学期×5,000元）となっている。

開始当初は各地で紙バウチャーが発行されていたが、最終的には書類審査と事務手続きで費用免除を行う形となっている。

(2) 五歳児免学費教育計画

2011年より導入された五歳児免学費教育計画では、当学年9月1日前に5歳になった幼児に関して、公立幼稚園に学ぶ際、学費を免除、私立幼稚園を学ぶ際、一人毎年補助学費は毎年最高3万台湾ドルをもらうことができる。また、幼稚園は、新学期開始後に、今学期の各幼稚園に1単位として幼児数をカウントし、政府教育部に報告し、資金を請求する。

11-1-3 沿革

台湾の就学前教育バウチャーは、1998年に台北市、高雄市、豊原市等の都市で先行実施された後、1999年にこの導入が認められ、2000年度から各地で順次就学前教育バウチャーの採用が始まる。2002年度には全面実施された。

ただし、2011年には「幼児教育券」は終了し、「五歳児免学費教育計画」に切り替えられている。本計画では、公立私立の就学前教育・保育施設に通うすべての子どもたちの保護者が対象となっている。公立と私立の費用負担の差に応じて補助額に差がつけられてい

る。なお、五歳児免学費教育計画はバウチャーという語は使用されていない（※本調査では、疑似教育バウチャー制度として掲載）。

11-1-4 実施主体

台湾教育部

11-1-5 私立学校の対応

就学前教育バウチャーは私立の幼稚園・保育所に在籍する 5 歳児が対象となっている。五歳児免学費教育計画も、幼稚園・保育所に在籍する 5 歳児が対象となる。

11-2 運用状況

11-2-1 学校数

2013 年の保育園数は、6,560 所（448,189 名の幼児）である。

11-2-2 生徒数

2010 年の保育園児（5 歳幼児）の数は 213,607 名、2011 年は 206,324 名である（公私立別のデータなし）。

11-2-3 支払額

(1) 就学前教育バウチャー（幼児教育券）

5 歳の幼児に登録した私立幼稚園、託児所に通学時、年 2 回、合計 10,000 台湾ドルの教育バウチャーをもらう。公立幼稚園に通学なら教育バウチャーはなし。

(2) 五歳児免学費教育計画

公立幼稚園に学ぶ際、学費を免除される。私立幼稚園を学ぶ際は、毎年補助学費は毎年最高 3 万台湾ドルをもらうことができる。

11-2-4 予算額

2013 年の五歳児免学費教育計画に関する経費は、約 81 億 1778 万台湾ドルである。うち、教育部予算が 43 億 7699 万台湾ドル、内政部予算が 37 億 4079 万台湾ドルである。

2014年の五歳児免学費教育計画に関する経費は、約78億0494万台湾ドル。うち、教育部予算41億7772万台湾ドル、内政部予算36億2722万台湾ドルである。

11-3 効果・評価等

就学前教育バウチャーについて、西村（2013）は、「2000-2010年の就学前教育・保育施設の公私立別在籍者数の推移からは、バウチャー導入の効果を見て取ることは難しい。」と報告している。下記のように、2000年から2010年にかけて、私立保育所の在籍者数は低下し公立で増加している。

一方で、五歳児免学費教育計画が導入された2012年以降は、私立保育所の在籍者数が増加している。

就学前教育・保育施設の公私立別在籍者数の推移

年度	保育所数（園）			保育所在籍者数（人）		
	公立	私立	総計	公立	私立	総計
2000	1230	1920	3150	73434	169656	243090
2001	1288	1946	3234	75956	170347	246303
2002	1331	1944	3275	76382	164798	241180
2003	1358	1948	3306	74462	166464	240926
2004	1348	1904	3252	73177	1639781	237155
2005	1474	1877	3351	69186	155033	224219
2006	1507	1822	3329	73334	128481	201815
2007	1528	1755	3283	73224	118549	191773
2008	1544	1651	3195	73329	112339	185668
2009	1553	1601	3154	72991	109058	182049
2010	1560	1723	3283	72027	111874	183901

年度	保育所数（園）			保育所在籍者数（人）		
	公立	私立	総計	公立	私立	総計
2011	1581	1614	3195	71335	118457	189792
2012	1888	4723	6611	131423	328230	459653
2013	1919	4641	6560	132019	316170	448189

[出所] 主要教育統計圖表

<http://www.edu.tw/pages/detail.aspx?Node=4075&Page=20046&Index=5&WID=31d75a44-ffff-4c44-a075-15a9eb7aecdf>

11-4 教育支出の各施策への配分状況・割合

台湾教育部の予算表は下記の通り。

億台湾ドル

項目 \ 年度	2010	2011	2012	2013
教育経費総額	5168	5378	5488	5446
(一) 中央政府の教育経費	2593	2537	2479	2454
1、行政院一般教育補助金	672	660	592	538
2、教育部教育経費	1921	1877	1887	1916
(1) 年度予算	1637	1780	1887	1916
(2) 特別予算	284	97	—	—
(二) 地方政府の教育経費	2575	2841	3009	2992

(1 台湾ドル=3.78 円 2015年2月13日時点)

11-5 出所

- ・台湾教育部 「幼児教育バウチャー実施法」 本文
<http://www.edu.tw/userfiles/url/20120920145040/%E9%99%84%E4%BB%B6-6%E7%99%BC%E6%94%BE%E5%B9%BC%E5%85%92%E6%95%99%E8%82%B2%E5%88%B8%E5%AF%A6%E6%96%BD%E6%96%B9%E6%A1%88920915%E7%99%BC%E5%B8%83-.pdf>
- ・台湾教育部 「5歳幼児免学費教育計画」 本文
<http://www.edu.tw/userfiles/url/20120920151149/5%E6%AD%B2%E5%B9%BC%E5%85%92%E5%85%8D%E5%AD%B8%E8%B2%BB%E6%95%99%E8%82%B2%E8%A8%88%E7%95%AB%E3%80%90100%E5%AD%B8%E5%B9%B4%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E8%A8%88%E7%95%AB%E7%99%BC%E5%B8%83%E7%89%88100824%E3%80%91.pdf>
- ・台湾教育部 教育統計データ
<http://www.edu.tw/FileUpload/1184-20067/Documents/5%E6%AD%B2%E5%B9%BC%E5%85%92%E5%85%8D%E5%AD%B8%E8%B2%BB%E6%95%99%E8%82%B2%E8%A8%88%E7%95%AB%E3%80%90100%E5%AD%B8%E5%B9%B4%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E8%A8%88%E7%95%AB%E7%99%BC%E5%B8%83%E7%89%88100824%E3%80%91.pdf>
- ・西村史子（2013）「台湾における就学前教育バウチャーの導入と変容」
https://kyoritsu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=2967&item_no=1&page_id=28&block_id=27
- ・篠原清昭（2011）「台湾戒厳令解除後の民主化と教育バウチャー：台湾幼児教育券の検証」
<http://repository.lib.gifu-u.ac.jp/handle/123456789/36526>

第12章 中国

12-1 対象制度の枠組み

12-1-1 対象となる制度

教育バウチャー試験

12-1-2 概要

中国大陸では、浙江省長興県などにおいて、「教育バウチャー」の試験（トライアル）が行われている。

以下の3種類の教育バウチャーが実施されている。1つ目は、低収入の家庭の学生に対して実施された「救助型教育バウチャー」。例えば、浙江省長興県では、義務教育段階で低収入家庭の中学生に年間200元、小学生に年間300元の教育バウチャーを配分されている。

2つ目は、私立学校と専門学校の学生に対して実施された「誘導型教育バウチャー」。例えば、浙江省長興県では、義務教育段階の私立学校学生に年間500元、高校相当の専門学校に通う学生に年間300元の教育バウチャーが配分されている。

3つ目は、特定職種の再教育のための「教育バウチャー」。教師再教育の「教育バウチャー」や農民工の職業訓練の「教育バウチャー」などが実施されている。

12-1-3 沿革

中国の「教育バウチャー」試験は2001年の浙江省長興県の長興試験から開始された。2001年7月、長興県教育局が「教育バウチャー」使用方法の通知を発表。さらには、2002年12月に長興県だけでなく浙江省全省範囲内で「教育バウチャー」制度がプロモーションされ、2003年末までに浙江省の多くの県市で「教育バウチャー」が配布された。

その後、2009年には四川省成都市青羊区、2011年には広東省深圳市光明新区などでも、教育バウチャー試験が開始されている。

12-1-4 実施主体

浙江省長興県など

12-1-5 私立学校の対応

私立学校を対象としたバウチャー制度も実施されている（上記の「誘導型教育バウチャー」）。

12-2 運用状況

12-2-1 学校数、生徒数

浙江省で実施されている教育バウチャー試験の対象学校数、生徒数は、下記の通り（いずれも各種ニュースサイトより）。

浙江省湖州市長興県では、2001年では義務教育段階私立学校学生、高校相当専門学校学生あわせて1800名に、2002年は義務教育段階の低収入家庭の小中学生あわせて361名に教育バウチャーを発行した。

浙江省温州市瑞安市では、2001年から2005年8月までの間に、専門高校・私立高校生に対し合計15,000枚の教育バウチャーを発行した。

また、浙江省紹興市紹興県では、2006年に、小学校9090枚、中学1460枚、合計11550枚の教育バウチャーを発行している。

なお、参考までに、2013年の浙江省の全学校数、全生徒数は下記のとおりである。

	学校数	生徒数
小学校	3400 所	350 万名
中学校	1727 所	148 万名
普通高校	569 所	84 万名
専門学校	403 所	70 万名

[出所] 浙江省教育省 WEB サイト

12-2-2 支払額

浙江省で実施されている教育バウチャー試験の対象者と年間支払額は、下記の通り。

浙江省湖州市長興県	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年9月から、義務教育段階私立学校学生に500元、高校相当専門学校学生に300元の教育バウチャーを配分 ・2002年9月から、義務教育段階低収入家庭中学生に200元、小学生300元の教育バウチャーを配分
浙江省杭州市上城区	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年12月～2004年6月にトライアルとして実施。無職や関連管理する人の教育するためのバウチャー。 ・2004年9月から、社会人の職教育バウチャーを全面的に配る
浙江省温州市瑞安市	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年9月から、高校学歴相当専門学校の入学学生に、一人200元の教育バウチャーを配分する ・2002年9月から、私立高校と高校相当私立専門学校に入学する瑞安籍学生に一人200元の教育バウチャーを配分する。 ・2003年9月から年間400元、2004年9月から年間800元、2005年9月から年間1000元になる
浙江省衢州市江山市	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年9月から、私立小学校学生に毎年一人200元、中学生毎年一人250元の教育バウチャーを配分している。 ・2010年9月から、私立小学校学生毎年一人400元、中学生毎年一人500元の教育バウチャーを配分している。
浙江省紹興市紹興県	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年8月から、小学生200元、中学生260元の教育バウチャーを配分している

[出所]各種ニュースサイトより作成

12-2-3 予算額

浙江省で実施されている教育バウチャー試験の予算は、下記の通り。

浙江省湖州市長興県	2001年の教育バウチャー(義務教育段階私立学校学生に500元、高校相当専門学校学生に300元)の総費用は、65万元
浙江省温州市瑞安市	2001～2005年8月、専門高校・私立高校に対する教育バウチャーの総費用は、1500万元
浙江省衢州市江山市	私立小学校学生・中学校生に対し、毎年合計200万元が配分されている。

浙江省紹興市紹興県	2006年には、小学生・中学生あわせて109.88万円の教育バウチャーが配布された。
-----------	--

[出所]各種ニュースサイトより作成

12-3 効果・評価等

2002年、新華社は、浙江省湖州市長興県の教育バウチャー試験について、以下のような評価を記事で書いている。

「教育バウチャー制度は、生徒の保護者に対する目に見える福利となっている。私立学校に通学している生徒の保護者に対して公平性を保つためのものとなっている。実験を始めて1年が経って、専門高校の入学人数は去年の2.5倍になった。一方で、教育バウチャーの発給数量、方法と資金源のルートなど、更に改善することが必要。特に、低収入家庭学生に対しての教育バウチャーの発給はまだ足りない。交通が不便な田舎の低収入家庭の学生に対する教育バウチャーは学費だけではなくて、学校での生活費用などに発給する方法もありえる。」

また、中国の教育系の専門WEBサイトである“[英才学习网](#) (サイト名)”では、2010年、中国の教育バウチャー試験の記事において、「教育バウチャーの財源確保」の問題をあげている。また、実際に制度化する場合に、1986年に制定された中華人民共和国義務教育法第12条における「政府は適切に小学校、初級中等学校を配置し、小学校・中学校の児童生徒は、(居住する)一番近くの学校に通うものとする」との法令と衝突するなど制度の合法化についても問題視している。

12-4 教育支出の各施策への配分状況・割合

例えば、浙江省温州市瑞安市の教育予算は、下記の通り。

項目	万元
専門高校学費減免費（教育バウチャー）	700
専門高校国家奨学金（奨学金）	1000
学前教育費用	150
教科書減免費（※低収入家庭に補助）	500
義務教育学生費用	332
合計	2682

（1元=19.06円 2015年2月13日時点）

12-5 出所

- ・浙江省教育省 WEB サイト
<http://www.zjedu.gov.cn/>
- ・浙江省紹興市教育局 WEB サイト
http://www.sxsedu.net/lookxw.asp?xw_id=19302
- ・新華社（2013年7月30日）“教育部：教育券 继续在点上摸索”
http://news.xinhuanet.com/politics/2013-07/30/c_116729819_2.htm
- ・圣才学习网（2010年3月20日）“中国“教育券”实践的现状、问题与前景”
<http://yingyu.100xuexi.com/view/examdata/20100320/E97A8F53-DDB9-4043-BB12-8FFDA32AC400.html>
- ・浙江在线新闻（新聞社ニュースサイト）
<http://zjnews.zjol.com.cn/05zjnews/system/2004/02/06/002377542.shtml>
<http://edu.zjol.com.cn/05edu/system/2006/04/19/006577609.shtml>
- ・中国経済時報
http://jjsb.cet.com.cn/show_81310.html

第13章 バウチャー制度廃止の事例

13-1 ユタ州

13-1-1 概要

ユタ州では、2007年に州内統一的バウチャー・プログラムである、“Parent Choice in Education Act”を制定した。このプログラムは、州立の小学校、中学校、高等学校に通う全ての生徒のうち、私立学校に入学もしくは転向する生徒に対し、学費（奨学金）を支給するものである。本制度により、公立学校から私立学校への生徒の移動を促すことで、公立学校の財政的な負担を軽減することが出来るとしている。

だが、本制度は2007年2月に、ユタ州議会で可決された。しかしその後の2007年11月には住民投票により導入の賛否が問われることとなった。投票の結果、本制度の導入に反対と投票した人が全投票者の62%（賛成は38%）に上った。このため、本制度は現時点で導入には至っていない。

13-1-2 議論について

バウチャーの反対派は、「ユタ州は一クラスの人数が米国で最も多く、一人あたりの生徒にかけられる費用が他の州よりも少ないのだから、私立校に資金を利用するべきではない」と主張した。

一方で、バウチャー賛成派は、「プログラムによって私立校を選択する生徒が増え、公立校の人数が減るかもしれないし、ゆとりがなく住む地域を選択できない保護者が、学校を選択することができるようになり、競争によって公立校も改善するだろう、と主張している。」

住民投票では、私立校がほとんど存在しない地方に住む住民の多くが、バウチャー・プログラムに反対した。その結果、バウチャー・プログラムは、廃止となった。

13-1-3 出所

- ユタ州の学校バウチャー・プログラム—公立学校と私立学校はどこへゆくのか
<http://www.kyoiku-soken.org/official/note/2007/08/01114758.php>
- School Choice in Utah
<http://www.edchoice.org/School-Choice/State/UT.aspx>
- Utah Bill Would Give Public Education Money Directly To Student 'Savings Accounts,' Not Schools (2012年2月)
http://www.huffingtonpost.com/2012/02/15/utah-bill-would-give-publ_n_1279978.html
- Flagged Bill: HB 77 – Tax Credit for Home-Schooling Parent, (2014年1月31日)
<http://utahpoliticalcapitol.com/2014/01/31/flagged-bill-hb-77-tax-credit-for-home-schooling-parent-rep-lifferth/#>
- Utah Voters Defeat Measure to Create U.S. First Statewide School Voucher Program
<http://www.foxnews.com/story/2007/11/07/utah-voters-defeat-measure-to-create-us-first-statewide-school-voucher-program/>

13-2 コロラド州

13-2-1 沿革

コロラド州では、2003年にバウチャー・プログラム”Colorado Opportunity Contracts program”が制定されたが、2004年に違憲判決が出されて実施されていなかった。

その後、コロラド州ダグラス郡の学校区では、バウチャー・プログラム”Choice Scholarship Program”が2011年に導入されたが、その直後に違憲とする訴えがあり、その後ずっと裁判で争っている。いったん違憲判決が出てバウチャー・プログラムは禁止されたが、上訴され、再びプログラム実施を支持する側が優勢となっており、2014年12月10日に口頭弁論が行われた。数か月以内に最高裁の判決が下される予定となっている。

13-2-2 議論について

コロラド州のバウチャー・プログラム”Choice Scholarship Program”に関する議論の焦点は、公立校に通う生徒を持つ保護者が私立校である宗教校を選んだ場合、州の補助金を宗教校につぎ込むことが違憲ではないのか、という点にある。

2014年12月に行われた口頭弁論において、弁護士達は、公立校に通う生徒の保護者が宗教校を選んだ場合に、宗教校に州の補助金が利用されることが州法で許されるのか、また、反対派は州の学校財政法にもとづいて主張することができるのか、議論が行われた。バウチャー賛成派は、公立校に生徒をそのまま通わせているよりも、バウチャーを利用して私立校に通った方が、補助金の利用額が少なくなる、と述べている。

バウチャー・プログラムでは、学区内で認定された私立校に通うために、保護者は各生徒に充てられた財源の75%の額を利用できる。

コロラド州の事例が他州のバウチャー・プログラムと異なる点は、他のバウチャー・プログラムの多くが学力の低い学校に通う低所得世帯の生徒を対象としているのに対し、ダグラス郡は、学力の高い公立校に通う裕福な世帯が多い地域であり、バウチャー・プログラムの対象者に所得制限がない、ということである。

13-2-3 概要

(1)2004年に違憲判決を受けたバウチャー・プログラムの概要

Colorado Opportunity Contract Pilot Program

プログラムの範囲	成績の悪い公立校に通う生徒の保護者に対する、州全体のバウチャー・プログラム。地域の学校区は保護者が選択した学校に補助金を振り込む。
生徒数の上限	各学校区の生徒数の6%までが参加できる。20,000人程度と予想される。
バウチャーの金額	バウチャーの額は、二つの選択肢のうち一つによって決定される。公表されている学費ではなく非公立校の生徒一人あたりの実費、または、公立校の分配額の75-85% (学年による) どちらを選択しても、費用の安いほうの額。
生徒の資格	プログラムは、成績の悪い公立校に通う成績の低迷する生徒の保護者が、私立校に通うために公立学校区からバウチャーを受給できる。
学校の資格	プログラムに参加しようとする私立校は、次の要件を満たさなくてはならない。差別のないこと、州の健康・安全基準の順守、職員の身元調査、バウチャーに参加する生徒の州の学力評価。
現在の状況	2004年6月、“Colorado Opportunity Contracts program”は、最高裁の違憲判決により終了した。(学校区が集めた資金を利用するより) 州の予算を分配するという憲法上の要件を満たす試みが論議されたが、コロラド州議会には導入されなかった。

(2)2011 年のバウチャー・プログラムの概要

Colorado Choice Scholarship Pilot Program

プログラムの範囲	チョイス・スカラーシップは、ダグラス郡の認可された私立校に通うための学費と費用を支払う。
生徒数	ダグラス郡在住の生徒、上限 500 人まで ダグラス郡で公立校に通っていた生徒が対象。
バウチャーの額	受給資格のある生徒は、私立校の学費または公立校の生徒一人当たりの収入（2011-12 年度は 4,575 ドル）に相当する額、どちらか安い方。
生徒の資格	生徒は、少なくとも 1 年、ダグラス郡学校区の住民でなくてはならない。また、現在ダグラス郡学校区の公立校に通っていること。 収入制限はない。 500 人以上の生徒が申し込んだ場合、抽選となる。
学校の資格	プログラムに参加するには、私立校は認可のための申し込み手順を踏むこと。

13-2-4 出所

- National Catholic Educational Association “Colorado Opportunity Contract Pilot Program”

<http://www.ncea.org/data-information/colorado-school-voucher-program>

- Choice Scholarship Program について

<https://www.dcsdk12.org/legal-counsel/choice-scholarship-program>

- Douglas County Vouchers

<http://education.i2i.org/douglas-county-vouchers/>

- Colorado’s Voucher Program

<http://www.highereducation.org/crosstalk/ctbook/update0811-vouchers.shtml>

- Colorado Court Halts School Voucher Program

<http://www.cato.org/blog/colorado-court-halts-school-voucher-program>

- Colorado Supreme Court to hear Douglas County School voucher case

<http://www.cpr.org/news/story/colorado-supreme-court-hear-douglas-county-school-voucher-case>

- SCHOOL VOUCHERS

<http://www.ncsl.org/research/education/school-choice-vouchers.aspx>

- Los Angeles Times (2004年6月) School Vouchers Ruled Unconstitutional

<http://articles.latimes.com/2004/jun/29/nation/na-briefs29.1>

- Douglas County vouchers argued

http://www.denverpost.com/news/ci_27108990/douglas-county-vouchers-head-colorado-supreme-court?source=infinite

13-3 フロリダ州

13-3-1 沿革

Opportunity Scholarship Program (OSP : 機会奨学金プログラム)は、フロリダ州教育省の学校評価において、4年間に2年以上、学校パフォーマンスが「落第 (Fクラス)」であると診断された学校に対し、別の公立学校に転校する機会を与えるための制度である。

OSP 導入の背景には、Jeb Bush 州知事政権が提案した教育プラン「The Bush-Brogan A+ Plan for Education」がある。1年間学習したものについて、生徒は1年分に相当する知識を身につけるべきであるという理念により、これらを具現化するため、学校の情報開示、学校評価、教員の訓練などが掲げられ、落ちこぼれを作らないための仕組みが提案された。

1999年から行われている「A+ 教育計画 (A+ Education Plan)」の一環として「OSP」に関する法律が成立した (Private School Option of the Opportunity Scholarship Program)。

だが、2006年1月5日、フロリダ州最高裁は、同州で実施されている教育バウチャー制度について、均質な公立学校制度の確立を州の義務として定めた同州憲法に反するとして、私立学校に対する「Private School Option of the Opportunity Scholarship Program」について違憲判決を下した。そのため、私立学校に対しては、同制度は行われなくなった。

13-3-2 議論について

鶴海 (2012) は、2006年のフロリダ州最高裁による違憲判決について「フロリダ州の憲法に照らしてプログラムの違憲性が判示されることとなった。州憲法には、連邦憲法に比べていっそう厳格な政教分離の関連条項 (たとえば No-funding Provision) が通例盛り込まれている。カトリックへの反感に源流をもつ Blaine Amendment から派生した故に Little Blaine と呼ばれるそれら一連の条項が、教育バウチャーの違憲性の参照点となった可能性がある。まるで連邦最高裁判決を覆すかのような州判決を可能にした背景には、法判決の二元性がある。アメリカの法判決は、連邦段階と州段階に大別できる。そして双方の関係構造は、必ずしも相互作用を保つとは限らない。とりわけ教育事件に限ると、連邦憲法それ自体が教育条項を含まないこと、連邦憲法修正第 10 条が「州への教育権限の委譲」を規定していること等々から、州憲法・州判決の自律性がむしろ尊重される傾向にあ

る。さらには各州憲法における宗教教育関連条項は、非常に重要な位置を占めてきた。教育バウチャー判決の争点である「宗教学校への公費援助」も例外ではなく、連邦判決とは別に、州判決における歴史的な積み重ねを有している面がある。」と述べており、連邦判決の動向とは無関係に州憲法に照らして州判決を下していると類型している。

13-3-3 制度変更以後の状況

(1)現状

現在では、Opportunity Scholarship Program は、公立校のみに適用される制度となっている。

州議会は、2012年に生徒及び学校の資格基準を改正している。現在では、以下の基準を満たす公立学校に通う生徒は、Opportunity Scholarship を受ける資格がある。

- 前年度に通っていた学校が、フロリダ州の教育評価で「F」もしくは3年連続で「D」であった場合。
- 他の公立学校に通学していた生徒で、上記のような学校に次年度通うことが決まっている生徒。
- 次年度に上記のような学校に通うことが通知された生徒。

(2)実績

2012-13 年度に OSP に参加し公立校に入学した生徒は 3,649 人であった。このうち、61%は 9-12 年生であった。アフリカ系アメリカ人の生徒が参加生徒のうち 63%と最も多く、続いて白人の 18%、ヒスパニックの 15%であった。

年度	参加学区	参加公立校	参加生徒数
2006-2007	5	11	1315
2007-2008	8	21	1305
2008-2009	11	23	1280
2009-2010	9	19	1431
2010-2011	14	24	1335
2011-2012	33	161	4424
2012-2013	28	99	3649

[出所] Florida Department of Education “school choice” WEB サイト

13-3-4 出所

- ・(株)リベルタス・コンサルティング (2009) 「教育改革の推進のための総合的調査研究～教育バウチャーに関する文献調査～」
- ・ Florida Department of Education “school choice” WEB サイト
<http://www.floridaschoolchoice.org/information/osp/>
<http://www.floridaschoolchoice.org/Information/osp/faqs.asp>
<http://www.floridacollegeaccess.org/wp-content/uploads/2014/01/FL-House-of-Representatives-2013-Education-Fact-Sheet.pdf>
<https://www.floridaschoolchoice.org/Information/McKay/faqs.asp>
https://www.floridaschoolchoice.org/Information/McKay/files/Fast_Facts_McKay.pdf
- ・ 鶴海未祐子 (2012 年 9 月) 「アメリカにおける教育バウチャー実施の困難と法 (制度)との関連」 (早稲田大学大学院教育学研究科紀要)
https://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/37461/1/KyoikugakuKenkyukaKiyobetsu_20_1_Ukai.pdf
- ・ 2012 Census of Governments: State & Local Finances
2012 State and Local Summary Table by Level of Government and by State
<http://www.census.gov/govs/local/>